

発達の気になる子どもの相談支援体制の充実に向けた取り組み

【課題】

1. 市民や支援者への分かりやすい情報発信

就学前の発達の気になる子どもや障害児に対しては、区役所や地域の医療機関、こども家庭センター・療育センター・保育所・幼稚園の他、通級指導教室や児童発達支援事業所などが相互に連携しながら、重層的な支援が実施されている。

一方で、多種多様な関係機関の役割や機能、子どもの発達や障害に関する様々な相談先や支援制度について、市民や支援者への分かりやすい情報発信が必要。

2. 療育センター・こども家庭センターの待機期間の長期化解消

発達障害への社会的な認知の高まりにより、子どもの発達に関する保護者の相談ニーズは高い状況が続いている。令和5年4月に市で新たに発足した「こべっこ発達専門チーム」によるモデル事業を実施する中で、市の専門機関である療育センター及びこども家庭センターを利用するまでの待機期間の短縮に取り組み、市内の発達相談支援体制の充実に取り組み必要。

【課題解決に向けた取り組み】

1. 分かりやすい情報発信の取り組み

①：障害児等支援に携わる支援者向け冊子のリニューアル

支援者にとってより活用しやすく、相談先や支援制度の理解向上に資するよう4年ぶりに支援ハンドブックを改訂（R6.3）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/handbook.html>



②：市ホームページ、市子育て応援サイトでの情報発信

ア)「子どもの成長・発達に関する相談」（R3.10～）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/hattatusodan.html>



イ)「発達の相談・発達障害の診療を行っている医療機関」（R4.4～）

【R6.5 現在】 一般的な発達の相談が可能な医療機関 23 機関
発達障害（神経発達症）に関する専門的診療が可能な医療機関 20 機関

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/iryokikan.html>



ウ)「障害児通所支援事業所ガイド」（R4.11～）

児童発達支援や放課後等デイサービスなど事業所のサービス情報を公表

【R6.5 現在】 市内 190 事業所（全事業所の半数）を掲載

https://www.city.kobe.lg.jp/a86732/kosodate/sodan/consult/shogaijitsushoshien_jigyosho_guide.html



エ)「こどもっとKOB E」（R5.11～）

神戸の子育てに関する様々な情報を、SNS等も活用して分かりやすく発信

<https://kodomotto-kobe.jp/>



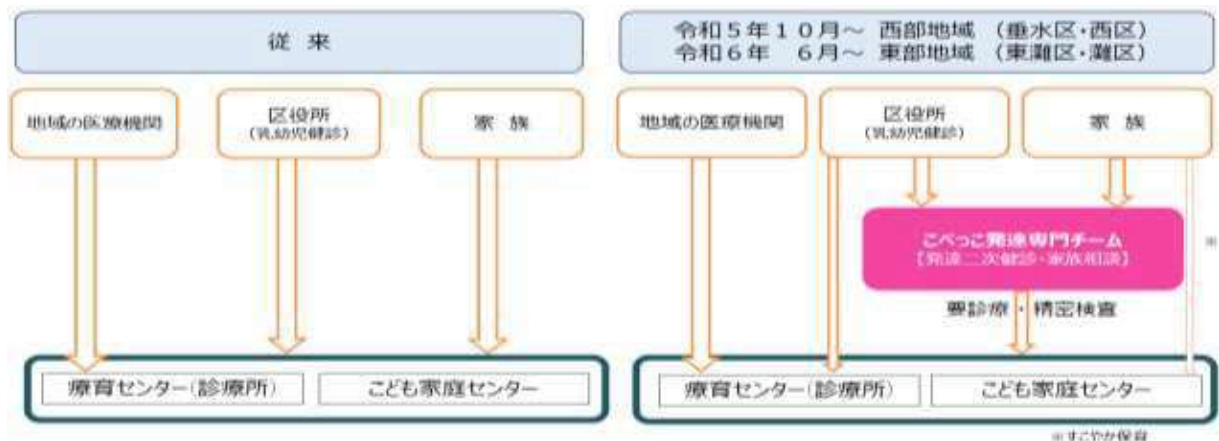
2. 発達相談支援体制の充実（「こべっこ発達専門チーム」の活動地域の拡充）

（1）背景・経緯

- ・発達障害への社会的な認知の高まりなどにより、子どもの成長や発達に関する相談が増え、市の専門機関である療育センター診療所、こども家庭センターを利用するまでの待機期間が長期化。
- ・そこで、令和5年4月に、医師・保健師・心理士・福祉の専門職で構成する「こべっこ発達専門チーム」（以下、専門チーム）を発足。
- ・同年10月より、待機期間が特に長期化していた西部療育センター診療所の担当区域（垂水区・西区）において、未就学児を対象としたモデル事業として、①乳幼児健診後の発達二次健診、②家族相談を開始。専門チームのノウハウ等を全市で共有するため、③対応力向上研修を開催。

（2）モデル事業の概要

（事業イメージ）



① 発達二次健診〔R5.10～垂水区・西区〕

- ・乳幼児健診（1歳6か月児・3歳児）の後、発達のフォローが必要な子どもを対象に、専門チーム医師による健診を実施。専門的な見地から助言を行い、子どもの発達の特性やニーズに沿った適切な支援先を紹介する。

② 家族相談〔R5.10～垂水区・西区／R6.6～東灘区・灘区〕

- ・西部及び東部療育センター診療所など専門機関の利用を希望する方を対象に、保健師・心理士・福祉職が面談・発達検査・行動観察を実施し、今後の相談・支援先を紹介する。

※①②とも、より詳しい診療や検査が必要な場合は、西部及び東部療育センター診療所を含む専門の医療機関やこども家庭センターと連携。

③ 対応力向上研修〔全市対象〕

- ・地域の医療機関や乳幼児健診出務者等を対象とした研修会を開催し、専門チームで得られる知見やノウハウの共有等に取り組む。

※令和6年2月に、各区の乳幼児健診に出務する保健師・心理士を対象とした研修会を開催

（3）モデル事業の狙い

- ・子どもの発達が気になる家族からの相談に対し、専門チームが早期に対応することで、保護者の不安や悩みを軽減し、子どもの発達特性やニーズに沿った適切な支援先につなぐ。
- ・市の専門機関を利用するまでの待機期間を短縮する。
- ・子どもの発達に携わる地域の関係機関の対応力向上に寄与する。

(4) 令和5年度の実施状況 (R5.10~R6.3)

① 発達二次健診

| ①診察件数 | | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 件数 | 9 | 6 | 7 | 12 | 8 | 13 | 55 |

| ②支援先へのつながり (複数選択) | | | | | | | |
|-------------------|-----------|-----------|------|-----------|------|------|------|
| 西部療育センター | こども家庭センター | 児童発達支援事業所 | 通級教室 | 区保健師フォロー等 | 助言終了 | ※その他 | 合計 |
| 19 | 4 | 17 | 0 | 14 | 8 | 2 | 64 |
| 30% | 6% | 27% | 0% | 22% | 12% | 3% | 100% |

※「その他」の内訳
医療機関1・市外転出1



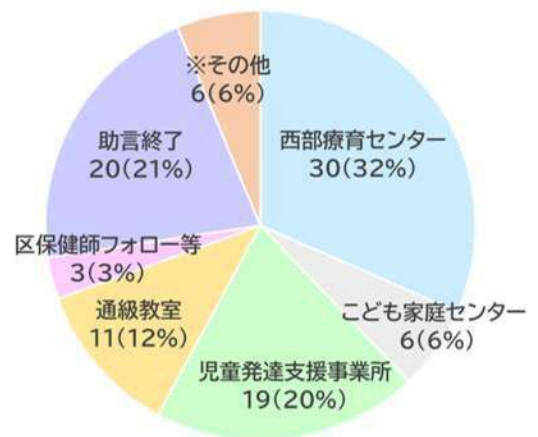
【支援先へのつながりの状況 (件)】

② 家族相談

| ①相談件数 | | | | | | | |
|-------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
| 件数 | 18 | 10 | 17 | 11 | 16 | 15 | 87 |

| ②支援先へのつながり (複数選択) | | | | | | | |
|-------------------|-----------|-----------|------|-----------|------|------|------|
| 西部療育センター | こども家庭センター | 児童発達支援事業所 | 通級教室 | 区保健師フォロー等 | 助言終了 | ※その他 | 合計 |
| 30 | 6 | 19 | 11 | 3 | 20 | 6 | 95 |
| 32% | 6% | 20% | 12% | 3% | 21% | 6% | 100% |

※「その他」の内訳
医療機関4・のばら学園(親子教室)2



【支援先へのつながりの状況 (件)】

(5) 令和6年度の取り組み

- 西部地域で、①発達二次健診と②家族相談を引き続き実施する。
なお、西部療育センター診療所の直近の待機期間は約2カ月程度に短縮。
- 令和6年6月より、次いで待機期間が長期化している東部療育センター診療所の担当区域(東灘区・灘区)において、②家族相談を開始。
- ③対応力向上の取り組みを引き続き実施する。

<参考①>

母子保健事業における発達支援の取り組み

(1) 乳幼児健康診査における早期発見・早期支援

- ・各区において、1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査（以下「乳幼児健診」）の際、問診によるスクリーニングを行い、児童に発達障害の特徴があったり保護者が発達に不安を感じている場合等に、臨床心理士等による精神発達相談を実施。
- ・乳幼児健診後や保護者から相談があるなど個別に支援が必要な場合には、保健師が家庭訪問や電話により継続支援。

【乳幼児健診での育児相談及び精神発達相談件数】

① 1歳6か月児健康診査

| | 対象児数 | 受診児数 | 受診率 | 育児相談数 | 実施率 | 精神発達相談数 | 実施率 |
|-------|--------|--------|-------|--------|-------|---------|-------|
| 令和3年度 | 10,943 | 10,663 | 97.4% | 10,435 | 97.9% | 972 | 9.1% |
| 令和4年度 | 10,190 | 9,824 | 96.4% | 9,542 | 97.1% | 983 | 10.0% |

② 3歳児健康診査

| | 対象児数 | 受診児数 | 受診率 | 育児相談数 | 実施率 | 精神発達相談数 | 実施率 |
|-------|--------|--------|-------|--------|-------|---------|------|
| 令和3年度 | 11,881 | 11,468 | 96.5% | 11,178 | 97.5% | 909 | 7.9% |
| 令和4年度 | 11,632 | 11,418 | 98.2% | 11,058 | 96.9% | 943 | 8.3% |

(2) 要フォロー親子育て教室

- ・乳幼児健診において発達等のフォローが必要とされた児童と保護者を対象に、保健師・保育士・臨床心理士等による子育て教室を開催し、設定遊び・自由遊び・親支援等を通じて、不安や悩みの解消、仲間づくりを支援。

〔令和4年度実績〕※参加児数は延べ人数

| | 東灘 | 灘 | 中央 | 兵庫 | 北 | 北神 | 長田 | 須磨 | 北須磨 | 垂水 | 西 | 合計 |
|------|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|-----|-----|-------|
| 開催回数 | 26 | 23 | 35 | 22 | 36 | 36 | 17 | 14 | 24 | 34 | 36 | 290 |
| 参加児数 | 91 | 90 | 194 | 127 | 200 | 86 | 72 | 59 | 88 | 153 | 221 | 1,376 |

(3) 発達支援のための個別専門相談

- ・乳幼児健診等において発見された発達障害またはその疑いのある児童やその保護者等を対象に、特別支援教育士・臨床心理士・保健師等により、具体的な関わり方の指導・助言を実施。

〔令和4年度実績〕※相談児数は延べ人数

| | 東灘 | 灘 | 中央 | 兵庫 | 北 | 北神 | 長田 | 須磨 | 北須磨 | 垂水 | 西 | 合計 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|----|----|-----|
| 相談児数 | 26 | 24 | 34 | 13 | 20 | 18 | 19 | 13 | 14 | 18 | 44 | 243 |

<参考②>

市こども家庭センターの障害相談の状況

障害相談件数は、こども家庭センター全体の相談件数の5割以上を占める。

| | H 3 0 | R 1 | R 2 ※1 | R 3 | R 4 | R 5 ※2 |
|------------|-------|-------|--------|-------|-------|--------|
| 障害相談件数 (A) | 5,376 | 5,186 | 4,899 | 5,098 | 5,060 | 4,862 |
| 総相談件数 (B) | 8,547 | 8,651 | 8,604 | 9,009 | 8,950 | 8,964 |
| 比率 (A/B) | 62.9% | 59.9% | 56.9% | 56.6% | 56.5% | 54.2% |

※1 令和2年度は、コロナ禍の緊急事態宣言発令期間中（R2.4～5）、緊急対応以外の相談を保留

※2 令和5年度実績は速報値

特別支援教育の現状

1. 市立特別支援学校の児童生徒数（分校・分教室・訪問学級を含む）

（単位：人、令和6年5月1日現在）

| | | 学校名 | | | | | | |
|----|---|-----------|------------------------|-----------------|----------------|-----------------|------------------|--------------|
| | | 盲 (視覚) | 友生支援 (知・肢・病) | 青陽東養護 (知) | | 青陽須磨支援 (知・肢) | 垂水養護 (肢) | 青陽西養護 (知) |
| | | | | 灘さくら支援 (知・肢) | 青陽灘高等支援 (知) | | いぶき明生支援 (知・肢) | |
| 年度 | 2 | 26 | 286 (知169) (病24) | 195 | | 294 (知259) | 358 (知252) | |
| | 3 | 22 | 236 (知163) (病25) | 133 (知89) | 109 | 299 (知265) | 358 (知261) | |
| | 4 | 22 | 234 (知169) (病22) | 143 (知86) | 115 | 305 (知272) | 363 (知285) | |
| | 5 | 27 | 217 (知164) (病14) | 178 (知114) | 114 | 323 (知291) | 393 (知326) | |
| | 6 | 25 | 238 (知183) (病18) | 192 (知129) | 115 | 341 (知308) | 423 (知355) | |

※令和3年4月、青陽東養護学校（知）の高等部以外の学部及び、友生支援学校の肢体不自由部門の一部（東灘区、灘区、中央区）を移転し、灘さくら支援学校（知肢併置）を開校。青陽東養護学校（知）の高等部は青陽灘高等支援学校として開校。

2. 市立小中学校の特別支援学級設置状況

(令和6年5月1日現在)

| | | 校種 | | | | 合計 | | 平均 在籍数 (人) |
|----|----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|------------------|
| | | 小学校 | | 中学校 | | 学級数 | 児童生徒数 | |
| | | 学級数 | 児童数 | 学級数 | 生徒数 | | | |
| 年度 | 27 | 349 | 1,168 | 142 | 460 | 491 | 1,628 | 3.32 |
| | 28 | 366 | 1,268 | 148 | 455 | 514 | 1,723 | 3.35 |
| | 29 | 384 | 1,394 | 147 | 457 | 531 | 1,851 | 3.49 |
| | 30 | 400 | 1,470 | 153 | 479 | 553 | 1,949 | 3.52 |
| | 元 | 400 | 1,536 | 164 | 517 | 564 | 2,053 | 3.64 |
| | 2 | 420 | 1,622 | 178 | 555 | 598 | 2,177 | 3.64 |
| | 3 | 431 | 1,703 | 181 | 563 | 612 | 2,266 | 3.70 |
| | 4 | 447 | 1,809 | 180 | 586 | 627 | 2,395 | 3.82 |
| | 5 | 456 | 1,922 | 175 | 560 | 631 | 2,482 | 3.93 |
| | 6 | 480 | 2,120 | 186 | 630 | 666 | 2,750 | 4.13 |

※特別支援学級に在籍する児童生徒数について、平成27年度から令和5年度までは毎年1.05倍前後の増加率であったのが、令和5年度から令和6年度にかけて増加率が1.10倍に急増している。

3. 通級指導教室の状況

(1) 幼児児童生徒数

(単位：人)

| | | 種別 | | | | | | | 合計 |
|----|----|-------------------------|-------|--------------------------|-------|-------|------------------------|-------|-----|
| | | きこえとことばの教室 (難聴・言語障害) | | そだちとこころの教室 (自閉症・情緒障害) | | | 学校生活支援教員 (LD・ADHD等) | | |
| | | 幼児 | 児童(小) | 幼児 | 児童(小) | 生徒(中) | 児童(小) | 生徒(中) | |
| 年度 | 26 | 113 | 224 | 58 | 135 | 35 | 33 | 8 | 606 |
| | 27 | 135 | 255 | 60 | 150 | 28 | 31 | 15 | 674 |
| | 28 | 140 | 293 | 58 | 148 | 32 | 43 | 18 | 732 |
| | 29 | 130 | 280 | 55 | 157 | 21 | 43 | 19 | 705 |
| | 30 | 187 | 320 | 69 | 157 | 46 | 43 | 19 | 841 |
| | 元 | 186 | 268 | 93 | 194 | 61 | 84 | 23 | 909 |

※ 平成 26 年度 12 月、北神に「道場教室（きこえとことばの教室）」を開設（計 8 教室）

平成 27 年度、「自閉症通級指導教室」を「そだちとこころの教室」に改称

平成 28 年度、西区に「竹の台教室（そだちとこころの教室）」を開設（計 6 教室）

(令和 6 年 5 月 1 日現在)

| | | 種別 | | | | | | | | 合計 | |
|----|---|--------------------------|-----|-----------------------|-----|----------------------|----------------------------------------|-----|----------------------------------------|----|------|
| | | きこえとことばの教室 (難聴・言語・発達) | | そだちとこころの教室 (情緒・発達) | | 中学校通級指導教室 (情緒・発達) | (小)自校通級指導教室 (情緒・発達) ※令和 2 年度より設置 | | (中)自校通級指導教室 (情緒・発達) ※令和 4 年度より設置 | | |
| | | 幼児数 | 児童数 | 幼児数 | 児童数 | 生徒数 | 設置校数 | 児童数 | 設置校数 | | 生徒数 |
| 年度 | 2 | 154 | 320 | 87 | 212 | 111 | 5 | 50 | 0 | 0 | 934 |
| | 3 | 166 | 326 | 59 | 221 | 108 | 15 | 184 | 0 | 0 | 1064 |
| | 4 | 166 | 319 | 59 | 209 | 129 | 24 | 356 | 1 | 14 | 1252 |
| | 5 | 180 | 290 | 82 | 206 | 120 | 36 | 542 | 4 | 50 | 1470 |
| | 6 | 152 | 287 | 80 | 197 | 134 | 52 | 664 | 6 | 61 | 1575 |

※ 発達（障害）は「自閉症、LD、ADHD」

※ 令和 2 年度、自校通級指導教室（小学校）が 5 校開設。発達障害への対応を全教室で行い、学校生活支援教員による巡回指導等を受けていた児童生徒にも対応。今後、自校通級指導教室を充実させ、利便性の向上を図る

※ 令和 3 年度、自校通級指導教室（小学校）が 10 校増え、計 15 校

※ 令和 4 年度、自校通級指導教室が中学校にも設置され全体で 10 校増え、計 25 校（小 24 校、中 1 校）

※ 令和 5 年度、自校通級指導教室 計 40 校（小 36 校、中 4 校）

※ 令和 6 年度、自校通級指導教室 計 58 校（小 52 校、中 6 校）

(2) 高等学校における通級による指導

・平成 31 (令和元) 年度

4月より2年生2名の通級指導開始

1・2年生の教育相談・体験通級・通級審査を行い、2学期より通級指導開始
通級指導対象生徒 5校11名(35単位時間以上の履修者2名の単位認定)

・令和2年度

新型コロナによる休校のため、6月から指導開始

通級指導対象生徒 5校17名(35単位時間以上の履修者5名の単位認定)

・令和3年度

通級指導対象生徒 5校15名

(卒業により4名が指導終了、進路先への支援引継ぎを行った生徒2名)

・令和4年度(5/1現在)

通級指導対象生徒 4校11名、体験通級中生徒2名

・令和5年度(5/1現在)

通級指導対象生徒 4校9名、通級指導申込済の生徒7名(今後手続きを経て通級指導開始予定)

・令和6年度(5/1現在)

通級指導対象生徒 4校14名、教育相談7名

(対象となる生徒)

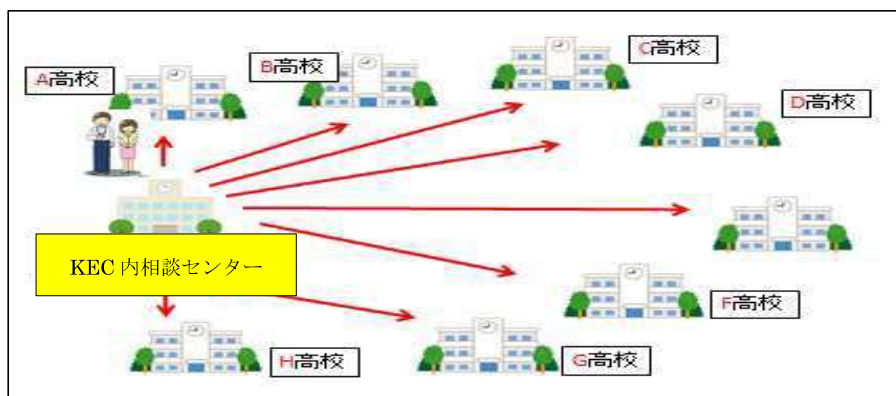
- ・保護者、本人、在籍校との合意形成した神戸市立高校生
- ・LD、ADHD、ASDあるいはその傾向により学習上または生活上に困難のある生徒

(指導形態)

- ・巡回による指導(通級指導担当教員が対象生徒在籍校に出向き指導)
令和4年度から通級指導担当教員3名が特別支援教育相談センターに常駐し、巡回指導

(指導内容)

- ・個別学習またはグループ学習
- ・実態把握をもとに個別の指導計画を作成し指導する。(自立活動)



4. 障害のある幼児の入園状況（市立幼稚園）

（単位：人、令和6年5月1日現在）

| | | 障害種別 | | | | 合計 |
|----|----|------|----------|----------|-------|-----|
| | | 知的障害 | 発達に関わる事項 | 自閉症・情緒障害 | その他障害 | |
| 年度 | 27 | 31 | 250 | 59 | 22 | 362 |
| | 28 | 33 | 347 | 36 | 27 | 443 |
| | 29 | 19 | 311 | 39 | 19 | 388 |
| | 30 | 55 | 251 | 34 | 55 | 395 |
| | 元 | 38 | 290 | 42 | 20 | 390 |
| | 2 | 39 | 300 | 52 | 22 | 413 |
| | 3 | 35 | 257 | 49 | 17 | 358 |
| | 4 | 26 | 276 | 46 | 18 | 366 |
| | 5 | 24 | 208 | 55 | 26 | 313 |
| | 6 | 14 | 226 | 31 | 16 | 287 |

5. 特別支援学校の動向

- ①平成21年4月、青陽須磨支援学校を開校
- ②平成24年4月、青陽須磨支援学校に肢体不自由部門を設置
- ③平成25年4月、友生養護学校を友生支援学校として兵庫区に移転し、肢体不自由部門に加え、知的障害部門を設置。友生養護学校の北校舎に友生支援学校住吉分校を設置
- ④平成25年4月、県立神戸特別支援学校（北区）が肢体不自由部門を設置、校区を再編
- ⑤平成27年4月、県立芦屋特別支援学校に東灘区3中学校区の小学・中学・高等部を受入れ
- ⑥平成28年4月、友生支援学校病弱部門をこども病院分教室（小・中）と訪問学級（わらび学級）として設置
- ⑦平成29年4月、垂水養護学校と青陽西養護学校を西区に統合・移転し、青陽須磨支援学校と3校で通学区域を再編、いぶき明生支援学校を開校
- ⑧平成29年4月、兵庫県が西神戸高等特別支援学校を農業公園内（西区）に開校
- ⑨平成29年4月、児童生徒数増加のため、友生支援学校に仮設校舎を整備
- ⑩令和3年4月、青陽東養護学校の知的高等部以外の部門及び、友生支援学校の肢体部門の一部（東灘区、灘区、中央区）を移転し、灘さくら支援学校（知肢併置）を開校。青陽東養護学校の知的高等部は青陽灘高等支援学校として開校。
- ⑪令和4年4月、兵庫県がむこがわ特別支援学校（西宮市）開校。

特別支援教育相談センターの状況

1 就学相談

(1) 5歳児の就学相談

① 就学に関する説明

就学に向けた学びの場を選択する際の参考にしていただくため、就学に関する説明動画を視聴していただけるよう Web 配信している。

② 個別の就学相談

個別の就学相談の申込を4月16日より開始しており、5月17日時点で277件の申し込みを受けている。今年度は以下の会場にて行う。

◆会場の申し込み件数状況

| | 療育センター | KEC | 北区 文化C | 北神区 文化C | 西区 文化C | 東灘区 文化C | 垂水区 文化C | 合計 | (人) 年間 件数 |
|-------|--------|-----|-----------|------------|-------------|------------|----------------|-----|-----------------|
| 令和6年度 | 63 | 102 | 13 | 8★満席 | 48★満席 | 62★満席 | 44 | 277 | — |
| 令和5年度 | 69 | 70 | 14 | 5 (有野小) | 21 (梶台小) | 53 | 27 (北須磨文化C) | 190 | 440 |

※参考として昨年の同時期の状況も掲載。(令和6年度は5月17日、令和5年度は5月16日時点)
※療育センターとは、神戸市総合療育センター(まるやま学園・のぼら学園・ひまわり学園)の3学園を示す。

(2) 学びの場の変更

就学後においても子供の成長とともに必要に応じて教育的ニーズを再整理し、学びの場を見直す視点が必要であることから、学校園からの特別支援学級への入級や特別支援学校への転学等についての相談に対し、助言を行っている。

また今年度8月より、子供の教育的ニーズに応じた就学先の選択につながることを目的とし「中学校進学に向けた情報提供と個別の相談」を実施する。



※6月下旬配信予定

2 教育相談

◆相談センター開設(令和4年度)以前以降実績

| | 学校・保護者相談電話 | 教育相談受付 | 学校訪問 | 検査面談 | 医療教育相談 |
|-------|------------|--------|------|------|--------|
| 令和5年度 | 3,319件 | 617件 | 869件 | 321件 | 146件 |
| 令和4年度 | 2,956件 | 638件 | 830件 | 328件 | 120件 |
| 令和3年度 | 1,768件 | 469件 | 772件 | 360件 | 155件 |

※令和3年度は、相談センター立ち上げ準備のため12月末までで新規申込をストップした。

小学校高学年のお子様の保護者の皆様へ

お子様の中学校進学に関して、 こんなこと気になっていませんか？

新しい人間関係を
築けるか

中学校の学習に
ついていけるか



小学校では特別支援学級
だったけど、
中学校はどうしよう

特別支援学校について
知りたい

特別支援教育に関わる 中学校進学に向けた**個別の相談**を始めます

相談時期

8月頃から随時 行います
(お急ぎの場合は、別途相談に応じます)

相談内容

例えば、こんなことが相談できます

中学校の
通常の学級について

特別支援学校の
中学部について

中学校の
特別支援学級について

この他にも、お子様の中学校に向けた学びの場について気になることがあれば、
ご相談ください。

相談方法

対面による相談

電話による相談

まずは、お電話ください



【問い合わせ先】

特別支援教育相談センター

TEL:078-360-2160

(受付:月~金 9:00~17:00)

説明動画配信中

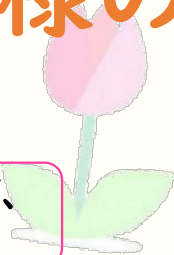
中学校進学に向けての基本情報を
神戸市HPに掲載しています。
参考にご視聴ください。

🔍「神戸市 就学相談」で検索

令和7年度就学予定のお子様 「就学説明動画」配信中!

通常の学級、特別支援学級、特別支援学校、通級指導教室など、
さまざまな学びの場についての説明を行っています。

神戸市ホームページをご覧ください。 🔍「神戸市 就学相談」で検索

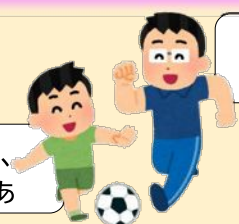


まずは、上記「就学説明動画」をご覧ください。うえで…

気になること、相談してみませんか?



小学校に行くの、
ドキドキするなあ



小学校に入学してから、
友達とうまくやっていたいかな…。

1年生になったら
がんばるぞ



特別支援学校と
特別支援学級は
どんな違いが
あるのかなあ

❁ 個別の就学相談 (5月中旬～7月下旬)

※この相談は、「相談をしてみたい」と思われる方を対象としており、全員が受けなくてはならないものではありません。
また、この相談によって就学先が決定されることはありません。

詳細は4月以降の

神戸市ホームページでご確認ください。

🔍「神戸市 就学相談」で検索



● **スマホで申込** 4月16日14時から受付を開始します。

神戸市ホームページから申し込みサイトに移動します。

相談日時や場所はスマホで申し込めます。



● 個別に相談することで、より具体的にお子さまの学校生活のイメージがもてます。当日はできる限り、お子様と一緒に来ていただきます。(お子様と一緒に過ごす相談員がおります。)

❁ 相談の内容例

特別支援学級に関すること

特別支援学校に関すること

医療的ケアに関すること

通常の学級に関すること

通級指導教室に関すること

相談の担当者は、教育委員会指導主事(教員)、インクルーシブ相談員(元校長先生)、
通級指導教室担当者(幼稚園教員)などです。

❁ 就学先が決まるまでの流れ(目安)

受付開始

学校見学

就学時健康診断

入学説明会

個別の就学相談
(5月中旬～7月末)

就学先決定

4月

5月

6月

7月

8月

9月

10月

11月

12月

1月

2月

3月

学校との就学相談
(7月頃～10月末)

就学説明動画視聴



どんな勉強か
楽しみだなあ

電話での問い合わせ先 神戸市教育委員会事務局学校教育課特別支援教育課
特別支援教育相談センター ☎078-360-2160
(受付:月～金 9:00～17:00)

神戸市地域障害児支援体制強化事業（モデル事業）について

1. 事業目的

令和6年4月施行の児童福祉法改正により、「児童発達支援センター」については、地域の障害児支援に関する中核的役割を担う機関として明確化されることを受け、市内の児童発達支援センターの機能拡充を図ることで、地域における障害児支援体制を強化する。

2. 事業概要

(1) 実施時期

令和5年10月～随時

(2) 主な事業内容

- 児童発達支援センター（市内8か所：令和6年度より1か所休止中）の機能強化のための取組として実施
- 下記（1）～（6）の中から選択してモデル的に取組む
 - （1）研修の実施（※地域の障害児通所支援事業所等向け）
 - （2）勉強会・情報交換会の実施（※）
 - （3）ケース検討会の実施（※）
 - （4）障害児通所支援事業所等への訪問支援（フォロー巡回）
 - （5）インクルージョン推進等を目的としたイベント
 - （6）障害が疑われるこども等に関する保護者向け相談会・交流会等※民間の児童発達支援センターについては、運営法人への「委託」として実施。

【備考】

- ・（3）（4）の事業について、専門職のアドバイザー（作業療法士、公認心理師、社会福祉士）の同行を依頼できる。
- ・（4）の事業は、これまで神戸市が巡回支援事業で訪問済みの事業所への訪問

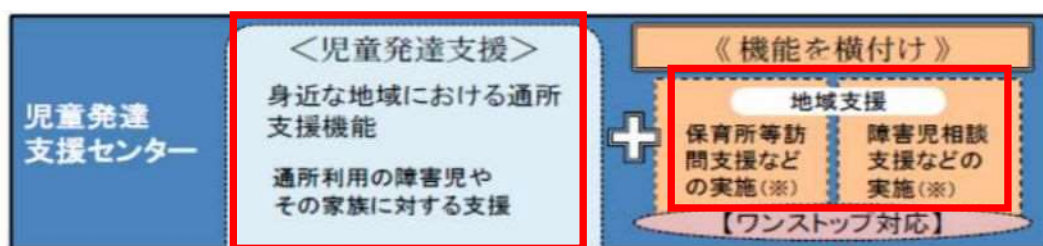
(参考)

「児童発達支援センター」について

◇ 平成 24 年度～児童福祉施設として創設（現在：市内 8 か所 内 1 か所は休止中）

◇ 主な機能

- ・通所支援（児童発達支援）
- ・地域支援（地域の障害児やその家族への相談支援、他の施設等への援助・助言等）



◇これまで「地域支援」の部分は、必ずしも明確ではなかった。
（児童福祉法の条文に記載がなかった。）



令和 4 年成立改正児童福祉法（令和 6 年 4 月施行）

「地域支援」の部分について果たすべき機能が条文に明記された。

これを受け、令和 5 年度より以下の取組が、国庫補助事業の対象となっている。

- ・児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・地域の事業所の支援技術の向上
- ・地域のインクルージョン推進のための事業
- ・障害が疑われる児童等、ハイリスクな児童と家族のサポートの事業
- ・地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

(参考)

神戸市内の児童発達支援センター

| 施設 | | 通所利用の定員 |
|-------------|-----------------------------------|---------|
| 市立 (4か所) | 神戸市立ひまわり学園 (東灘区本山南町 東部療育センター内) | 42 |
| | 神戸市立まるやま学園 (長田区丸山町 総合療育センター内) | 92 |
| | 神戸市立あけぼの学園 (長田区丸山町 総合療育センター内) | 30 |
| | 神戸市立のぼら学園 (垂水区高丸 西部療育センター内) | 72 |
| 民間 (4か所) | しらゆりフレンドリークラブ (北区大脇台) | 12 |
| | しらゆりフレンドリークラブひがしなだ (東灘区田中町) | 休止中 |
| | 六甲ふくろうの家 (灘区一王山町) | 30 |
| | おかば学園 (北区有野中町) | 20 |

障害児通所支援の分類

R6.6時点

| 分類 | サービス等種別 | 事業所数 | 備考 |
|-------------|----------------------|-------|--------|
| 通所 | 児童発達支援 児童発達支援センター | 7箇所 | ～主に就学前 |
| | それ以外 | 201箇所 | |
| | 放課後等デイサービス | 342箇所 | 小1～高3 |
| | 保育所等訪問支援 | 33箇所 | ～18歳 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 1箇所 | | |

障害児通所支援事業所巡回支援事業について

1. 事業目的

障害児通所支援事業所は、制度創設時から大幅に増加しており、支援が必要な障害児にとって必要不可欠なサービスとして定着している。一方で、全国では、虐待事例や不正請求による処分が相次ぎ、事業所運営基準等の頻繁な改正による制度の不知や不適切な請求等、サービス等の質の確保・向上が課題となっている。そこで、利用者により質の高い支援を提供することを目的に新たに外部人材を活用し、サービスの質の確保や運営体制向上のための指導・監査体制の強化を図る。

2. 事業概要

専門職が障害児通所支援事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）を訪問し、支援方法等の助言・指導や、事業所からの相談に応じる。

(1) 巡回頻度：年間約80か所

(2) 巡回する専門職：大学教員等（社会福祉士・作業療法士・公認心理師） 3名

(3) 巡回時間：（原則）児童発達支援事業所 10:00～12:00

放課後等デイサービス事業所 15:30～17:30

(4) 具体的な支援内容：

○個々のケースに対する支援内容、環境設定、保護者支援等の事業所からの相談への助言

○効果的な個別支援計画の策定、支援方法等の技術的指導、制度運用の理解促進を図る助言・指導

(5) 支援方法：事業所へ訪問し、対面による支援を基本とする

3. 令和5年度実績

前期) 児童発達支援 2件、放課後等デイサービス 30件

後期) 児童発達支援 10件、放課後等デイサービス 22件

※中間及び年度末に報告会を実施

神戸ひきこもり支援室（令和2年2月開設）

1. 相談支援状況

(1) 相談体制

- ・ひきこもり支援室 5名（精神保健福祉士・社会福祉士・保健師・公認心理師・社会福祉主事）
- 学校担当相談員 1名 ※非常勤精神科医 1名

(2) 相談実績

単位：件（ ）は%

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 電話 | 809 (40.4) | 894 (37.0) | 1,343 (45.0) | 1,418 (46.3) |
| 来所 | 1,078 (53.9) | 1,357 (56.1) | 1,378 (46.2) | 1,310 (42.7) |
| 訪問 | 72 (3.6) | 131 (5.4) | 172 (5.8) | 200 (6.5) |
| メール | 41 (2.1) | 36 (1.5) | 90 (3.0) | 137 (4.5) |
| 計 | 2,000 (100) | 2,418 (100) | 2,983 (100) | 3,065 (100) |

(3) 相談結果

単位：人（ ）は%

| 内訳 | 令和6年3月末 |
|----------|------------|
| 相談継続 | 185 (15) |
| うち本人相談 | 73 |
| 相談終了 | 1,035 (85) |
| 相談内容解決 | 284 |
| 様子を見る | 521 |
| 問合せ、情報提供 | 226 |
| その他 | 4 |
| 合計 | 1,220(100) |

「相談内容解決」のまとめ

| 解決内容 | 人数 |
|-----------|----------|
| 就労就学 | 108 (38) |
| 他機関支援へ | 103 (36) |
| 家族対応方法習得等 | 38 (14) |
| その他 | 35 (12) |
| 合計 | 284(100) |

(4) 障害・診断の有無

単位：件（ ）は%

| 診断 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|------------|------------|------------|
| 有 | 135 (32.7) | 150 (33.3) | 143 (31.2) |
| 無・不明 | 278 (67.3) | 301 (66.7) | 315 (68.8) |
| 計 | 413 (100) | 451 (100) | 458 (100) |

- ・ 障害・診断名が明らかなものは114人。内訳は、「気分障害・感情障害」36人（22.4%）、「発達障害」33人（20.5%）、「統合失調症」8人（5.0%）、「F4（神経症性障害等）」23人（14.3%）

2. 支援事業（主なもの令和5年度の実績）

| 事業名 | 概要 | 実績 |
|------------------|----------------------------------------------|---------------------------------------|
| 青少年期向け 家族教室 | ひきこもりの長期化や複雑化を防ぐため、主に10代・20代のひきこもりを対象とした家族教室 | 当日30人、後日オンライン105人 |
| 家族教室 | 本人への接し方を学ぶ家族教室を開催。 1クール4回構成を3クール実施。 | 26家族36人参加 |
| 家族の居場所 | 家族の交流の場である居場所を運営 | 12回開催、70人参加 |
| 当事者居場所 | 会議室等に参集して開催と、バーチャル空間上で参集するオンライン開催を組み合わせ月2回実施 | 24回開催、延べ228人参加（うちバーチャル空間12回、延べ113人参加） |
| 学校担当相談員 による支援 | 中学校卒業後や高校中退後も切れ目ない支援が継続できるように、在学中から支援を実施 | 相談152人 （うち継続支援中99人） |
| 専門職 チーム派遣 | 精神科医師や精神保健福祉士等が本人の治療の必要性等を見立て、必要時治療導入を支援 | 対象：48件（32人） 訪問：39件（11人） |
| 就労支援 | 就労の適性を推定し、就労体験や就職活動支援を実施 | 5人支援、うち1人就職 |
| 市民向け講演会 | ひきこもり当事者が出演し体験談等を発表 | 受講者：139人 |

3. 令和6年度の取組み等

・ 発達障害者支援センターとの事業間連携

ひきこもり支援室相談継続者のうち、発達障害があり家族が本人への関り方を習得することで、家族関係の改善が見込める方も、発達障害者支援センター事業※1の対象者とした。また、発達障害相談窓口相談継続者のうち、ひきこもり状態にあり家族が本人への関り方を習得することで、家族関係の改善が見込める方も、ひきこもり支援室事業※2の対象者とした。

※1 「家族のためのコミュニケーションスキルアップトレーニング～発達障害のある方（青年期）と

ともに暮らす家族へのコミュニケーション支援プログラム

※2 「ひきこもり家族教室」（アルコールやギャンブル等の依存症の家族を対象として開発された

CRAFT（Community Reinforcement and Family Training）「コミュニティ強化と家族訓練」プログラムを参考にした内容）

・ 農作業体験型居場所（新規）

社会参加の基本となるひきこもりによる体力低下の回復や昼型の生活リズム定着や、自己肯定感・生活意欲の向上を目的とし、事業を開始。

参考）国の動き（「ひきこもり支援ハンドブック」（仮称）の策定にむけて）

- ・ 令和6年4月に骨子発表。
- ・ ひきこもり支援の対象者は、様々な生きづらさを抱えている人（孤立し孤独を感じている、家族を含む他者との交流が限定的（希薄）、生活上の困難を感じている、支援を必要とする状態にある本人やその家族）で、その状態にある期間は問わない（これまででは6か月以上）。

屋外での居場所活動

相談支援課へ相談中の方が対象です

農作業体験型居場所

社会参加に向けた一歩として、植物や自然とのかかわりを通じて、体力をつけ生活リズムを整える、農作業体験型居場所活動です。
お気軽にご参加ください。

開催日時：毎週 月曜日と木曜日 9：45～11：30ごろ（祝日・年末年始は除く）

※当日8時45分の時点で雨天の場合は中止します

開催場所：しあわせの村（神戸市北区）内の農園

「病院前」バス停から徒歩12分※地図参照。

アクセス：①神戸駅（JR）から

阪急バス150系統・158系統 所要時間35分 料金290円

②三宮駅（各線）から

市バス66系統 所要時間34分 料金490円

※その他の路線については、職員にお尋ね下さい。



＜連絡先＞神戸市福祉局相談支援課（ひきこもり支援室）

〒650-0016 神戸市中央区橘通3丁目4-1

TEL：#8900 又は078-361-3521

E-mail：hikikomori_shien@office.city.kobe.lg.jp

(参考) Q&A

| | |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ①参加対象者は | <ul style="list-style-type: none">・相談支援課の対象者の方 |
| ②参加は無料か | <ul style="list-style-type: none">・参加は無料です。・現地までの交通費は自己負担です。・ご家族の送迎等、お車ご利用の場合は相談員へお伝え下さい。・農作業中に起こるご自身のケガや第三者への補償に備えるため保険への加入をお願いします。費用は自己負担です。（詳しくは相談員へお尋ね下さい） |
| ③中止かどうか迷った時はどうすればよいか | <ul style="list-style-type: none">・「神戸市ひきこもりサポーター用ページ」(Facebook) をご覧下さい |
| ④服装など注意点は | <ul style="list-style-type: none">・屋外で農作業をしますので、帽子・軍手・汗拭きタオル、水分補給の飲み物をお持ち下さい。・冬季は暖かい服装でお越し下さい。 |
| ⑤トイレはありますか | <ul style="list-style-type: none">・簡易トイレを設置しています。 |
| ⑥日陰はありますか | <ul style="list-style-type: none">・休憩スペースに、日除けタープを設置しています。 |
| ⑦手洗いはできますか | <ul style="list-style-type: none">・水道水を使うことができます。 |

障害者の雇用状況と実施事業

令和6年度 第1回

神戸市発達障害児(者)支援地域協議会代表者会 資料

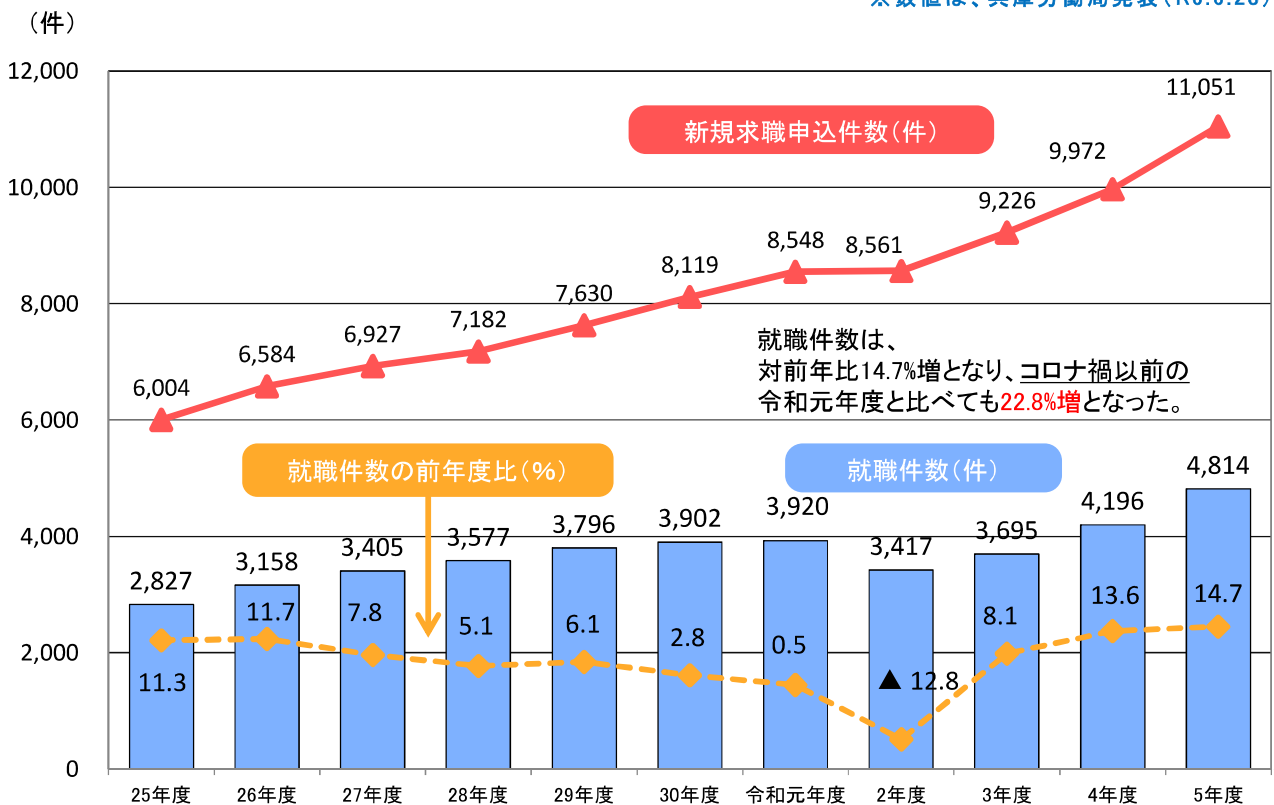


ハローワーク神戸

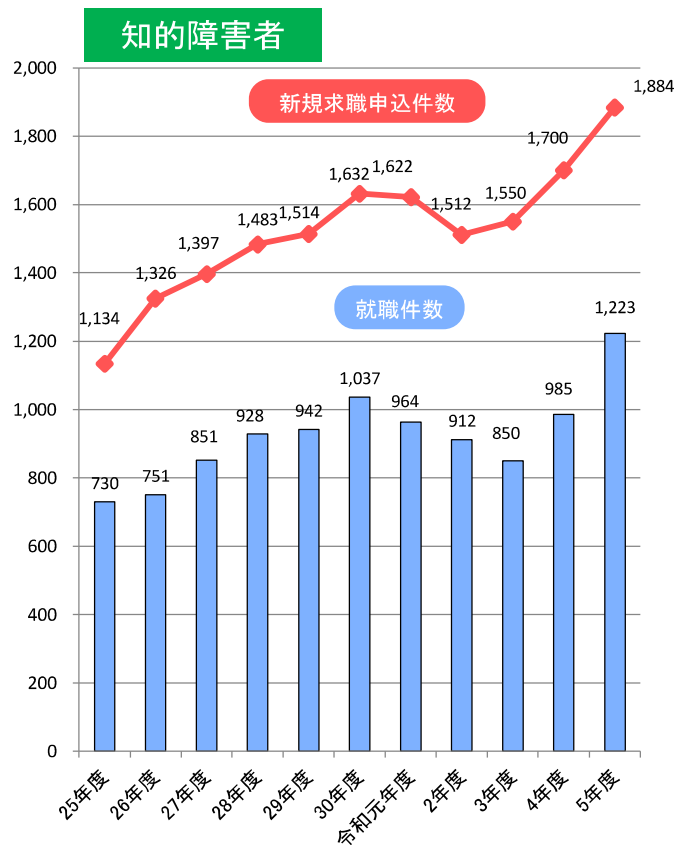
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

ハローワークの障害者の職業紹介状況①(兵庫県・全数)

※数値は、兵庫労働局発表(R6.6.28)

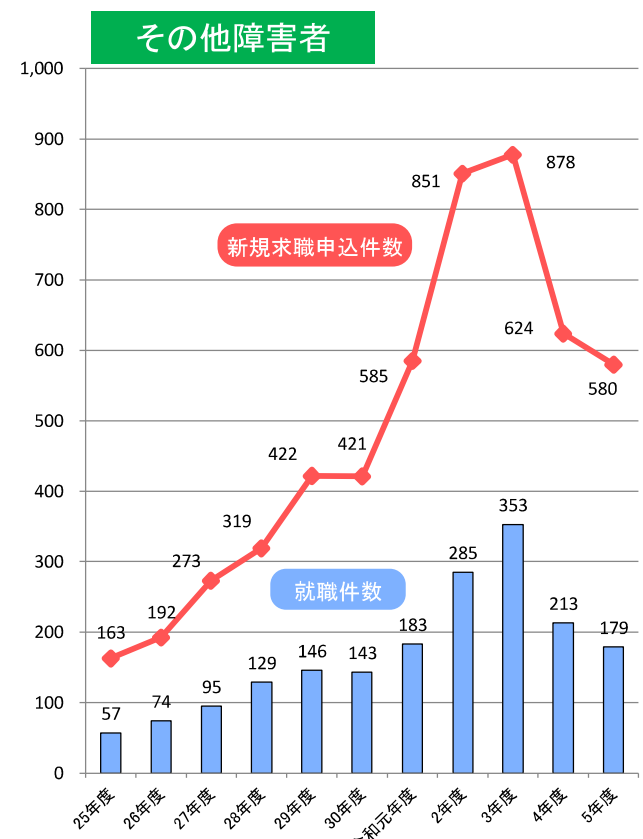


ハローワークの障害者の職業紹介状況②(兵庫県・障害種別)



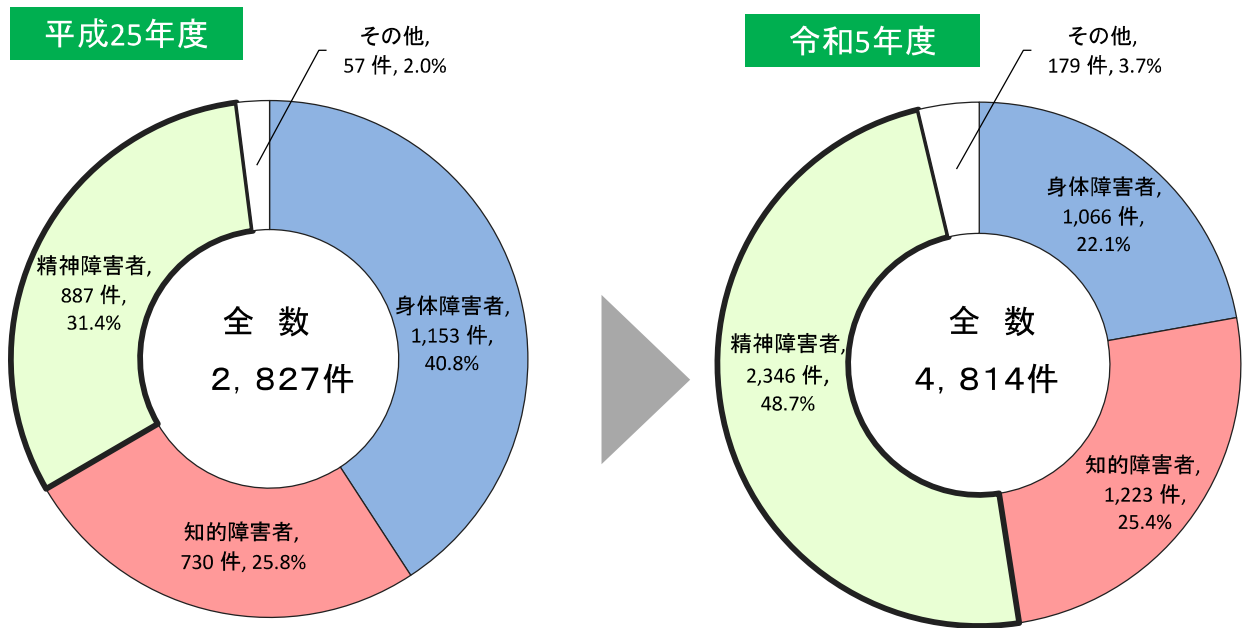
2

ハローワークの障害者の職業紹介状況③(兵庫県・障害種別)



3

ハローワークにおける障害者の就職状況④(兵庫県・就職件数)

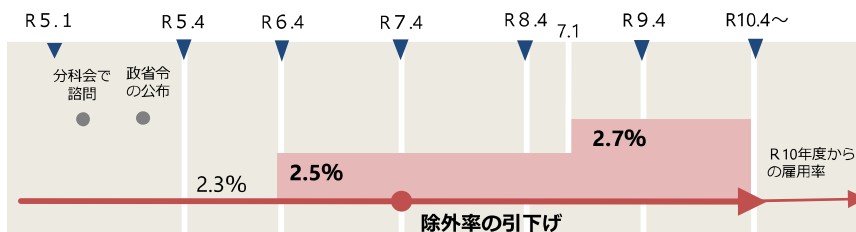


4

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

1. 障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます (令和6年4月以降)

| | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和8年7月 |
|------------|---------|---------|---------|
| 民間企業の法定雇用率 | 2.3% ⇒ | 2.5% ⇒ | 2.7% |
| 対象事業主の範囲 | 43.5人以上 | 40.0人以上 | 37.5人以上 |



2. 除外率が引き下げられます (令和7年4月から各除外率設定業種ごとにそれぞれ1.0ポイント引き下げ)

○障害者雇用促進法では、障害者の職業の安定のため、法定雇用率を設定している。
 ○機械的に一律の雇用率を適用することになじまない性質の職務もあることから、障害者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度(障害者の雇用義務を軽減)を設けている。

- (例)・非鉄金属第一次製錬・精製業、貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。) 15%⇒5%
 ・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。) 45%⇒35%
 ・船員等による船舶運航等の事業 80%⇒70%

5

障害者の法定雇用率引上げと支援策の強化について

3. 障害者雇用における障害者の算定方法が変更となります (令和5年4月以降)

○精神障害者の算定特例の延長(※令和5年4月以降)

週所定労働時間が20時間以上30時間未満の精神障害者について、当分の間、雇用率上、雇入れからの期間等に関係なく、「1」カウントとして算定できる。

○一部の週所定労働時間20時間未満の方の雇用率への算定(令和6年4月以降)

週所定労働時間が10時間以上20時間未満の精神障害者、重度身体障害者および重度知的障害者について、雇用率上、0.5カウントとして算定できる。

赤枠内は
令和6年4月から

| 週所定労働時間 | 30H以上 | 20H以上30H未満 | 10H以上20H未満 |
|---------|-------|------------|------------|
| 身体障害者 | 1 | 0.5 | — |
| 重度 | 2 | 1 | 0.5 |
| 知的障害者 | 1 | 0.5 | — |
| 重度 | 2 | 1 | 0.5 |
| 精神障害者 | 1 | 0.5(※) | 0.5 |

6

障害者雇用対策について

障害者雇用義務制度等

○雇用義務制度

事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の障害者の雇用を義務づけ。

- ・令和3年7月⇒民間企業 2.7% ・国、地方公共団体等 3.0% ・教育委員会 2.9%

○納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主（常用労働者100人超）の経済的負担の調整。

- ・障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主）不足1人 月額5万円徴収
 - ・障害者雇用調整金（雇用率達成事業主）超過1人 月額2万7千円支給
- 100人以下の事業主には報奨金制度あり。

○納付金助成金制度

納付金を財源として障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給。

障害者雇用のための助成措置

○トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)

障害者の常用雇用への移行を推進するため、ハローワーク等の紹介により原則3か月（精神障害者は6か月）のトライアル雇用を行う事業主に対し助成金を支給。

○特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

ハローワーク等の紹介により障害者等を雇用する事業主に対し助成。

一般雇用への移行の推進

○ハローワークでの取組

専門職員や職業相談員による障害の種類・程度に応じたきめ細かな職業相談・紹介、職場定着支援指導等を実施。

○チーム支援

就職を希望する障害者に対し、ハローワークを中心に福祉施設等の職員、その他の就労支援者からなる「障害者就労支援チーム」を結成し、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施。

○福祉、教育、医療から雇用への移行推進事業

企業、障害者とその保護者や就労支援機関等の職員等の、障害者が企業で就労することに対する不安感等の払拭や理解促進を図るため、就労支援セミナー等により企業理解を促進するとともに、障害者に対する職場実習を推進。

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣または配置し、職場での課題を改善し、職場定着を図るためのきめ細かな人的支援を実施。

* 主な支援内容

- 障害者向け…職場内コミュニケーション、作業遂行力の向上支援など
- 事業主向け…職務内容の設定、指導方法に関する助言など

障害者就業・生活支援センターにおける支援

身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、就業面と生活面にわたる一体的な支援を実施。

- * 主な支援内容 ①就業支援…就業に向けた準備支援、求職活動、職場定着支援など障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言
- ②生活支援…生活習慣形成、健康管理等の日常生活の自己管理に関する助言 住居、年金、余暇活動など生活設計に関する助言など

地域障害者職業センターにおける支援

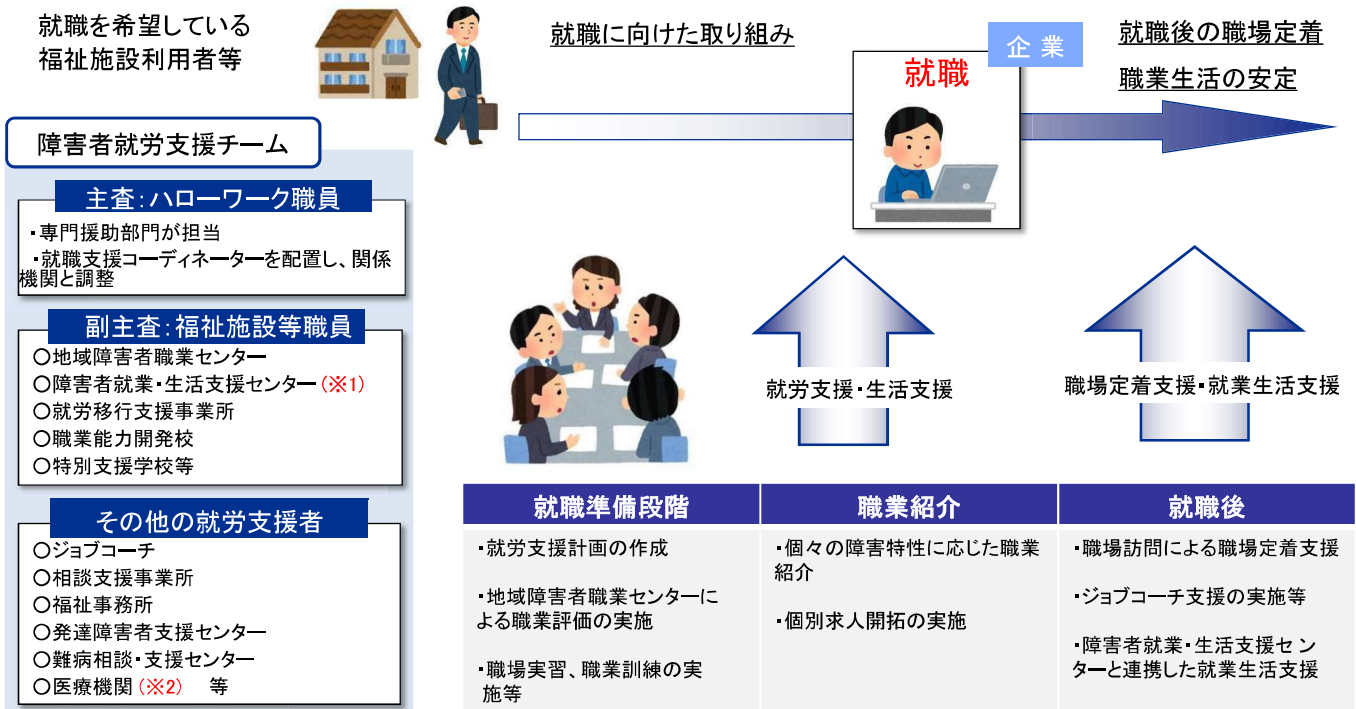
障害者に対して作業能力向上、労働習慣の体得等の支援を行うほか、事業主に対して障害者雇用に関する相談・援助を実施。

※ その他、障害特性に応じた支援策を講じている。

7

「障害者向けチーム支援」の実施

福祉施設等の利用者をはじめ、就職を希望する障害者一人ひとりに対して、ハローワーク職員（主査）と福祉施設等の職員、その他の就労支援者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施（平成18年度から実施）



（※1）可能な限り、障害者就業・生活支援センターがチームに参加し、生活面の支援を継続的に実施。

（※2）支援対象者が医療機関を利用している場合は、医療機関に対してチームへの参加を積極的に依頼。

8

発達障害者の就職及び雇用継続の促進に向けた支援事業

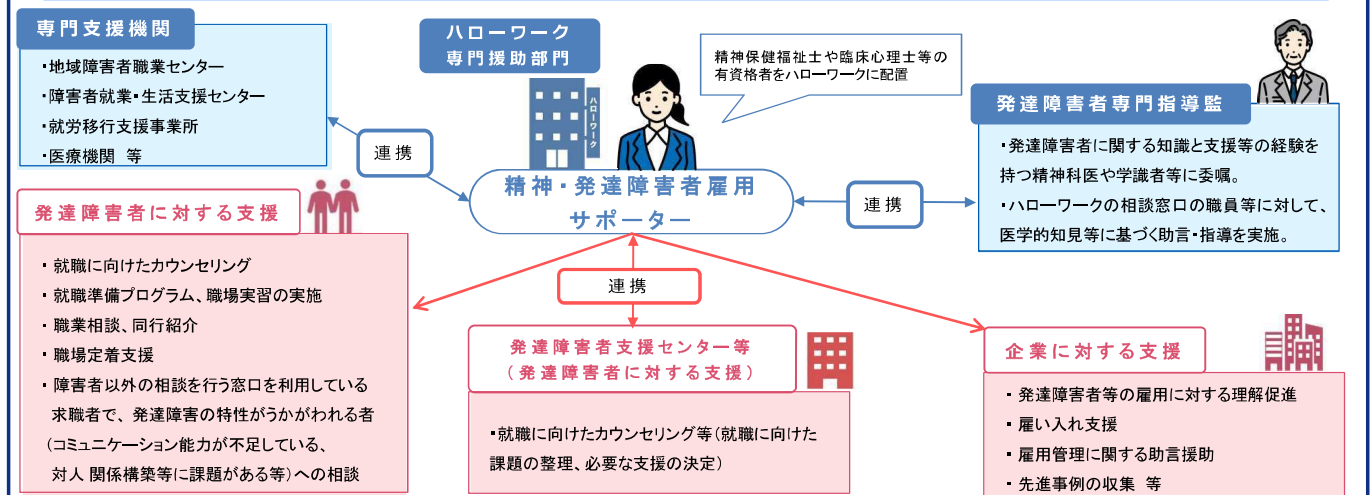
（精神・発達障害者雇用サポーター）

1 事業の目的

- きめ細やかな支援を要する発達障害者の求職者が増加していることから、障害特性を踏まえた専門的な就職支援や職場定着支援、及び事業主に対する発達障害者の雇用に係る課題解決のための相談援助を実施する必要がある。
- ハローワークに発達障害者の専門知識や支援経験を有する者を配置し、相談援助や専門的なカウンセリング等を実施する。

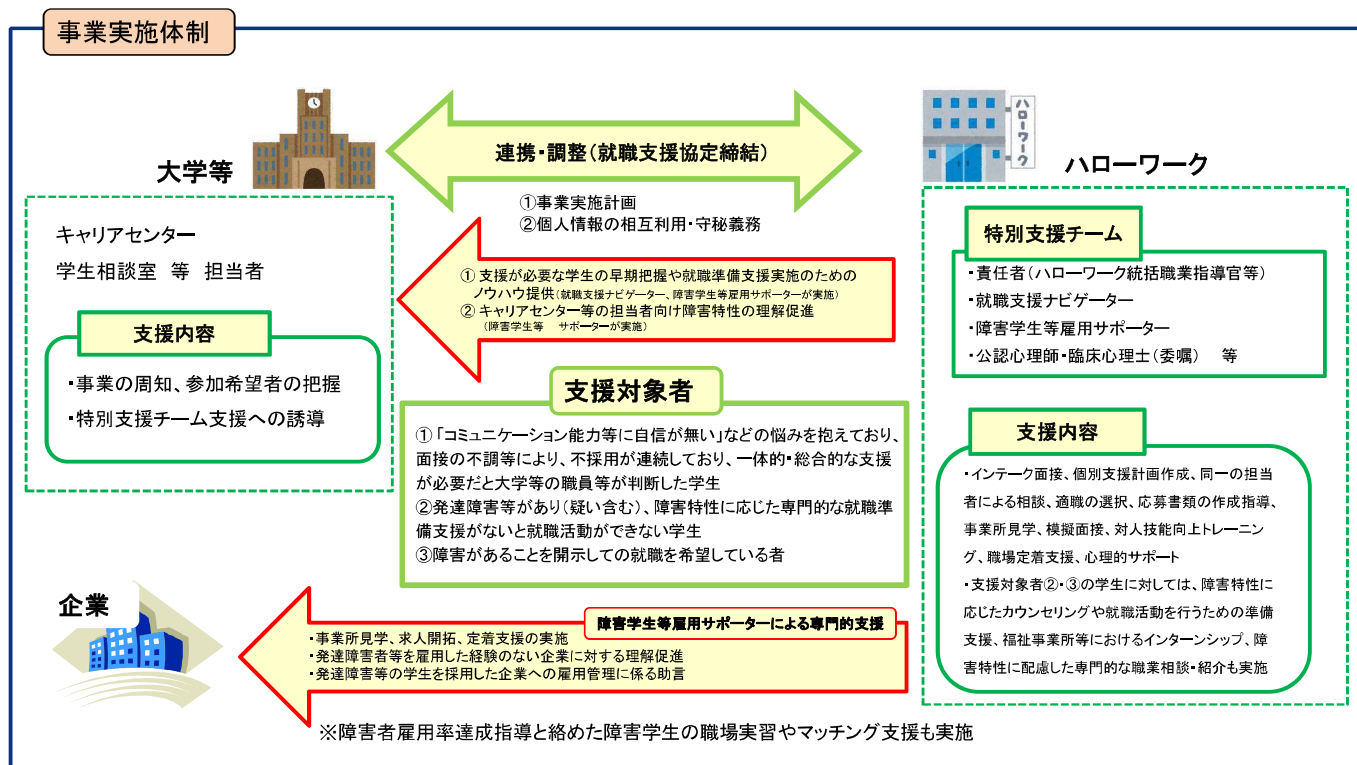
2 事業の概要・スキーム、実施主体等

ハローワークにおいて、求職者に対するカウンセリングや就職に向けた準備プログラムを実施するとともに、事業主に対して、発達障害者の雇用に係る課題解決のための相談援助等の業務を実施。



9

特別支援チームによる就職活動に困難な課題を抱える学生等への就職支援



○配置数: 全国15名 (令和3年度から新たに実施) ○配置局: 北海道、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡

10

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

趣旨

精神障害、発達障害のある方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」だが、企業で働く一般の従業員が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限定的。ハローワークでは、一般の従業員を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しい理解を促し、職場での応援者 (精神・発達障害者しごとサポーター) となる講座を、平成29年秋より開始。

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- 内容** ◆ 「精神疾患 (発達障害を含む) の種類」、「精神・発達障害の特性」、「共に働く上でのポイント (コミュニケーション方法)」等について
- メリット** ◆ 精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを、短時間で学ぶことができます。
- 講座時間** ◆ 90～120分程度 (講義75分、質疑応答15～45分程度) を予定
- 受講対象** ◆ 企業に雇用されている者を中心に、どなたでも受講可能

- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問わない。
- ※ 受講者には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈 (数に限りあり)。



ハローワークから講師が事業所に出向く、出前講座も実施。また、精神障害者・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士などが相談対応することも可能。

11

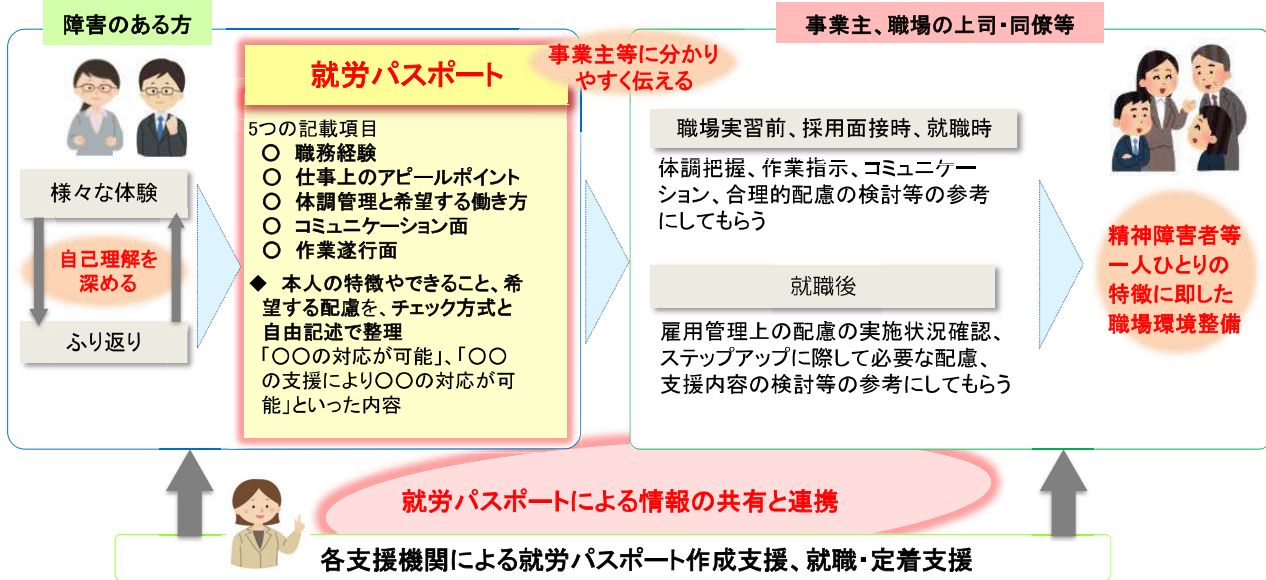
精神障害者等の就労パスポート

概要

- 精神障害者等が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮等を支援機関と一緒に整理し、就職や職場定着に向け、職場や支援機関と必要な支援について話し合う際に活用できる情報共有ツール。
- 精神障害者等の障害理解や支援機関同士での情報連携を進めるとともに、事業主による採用選考時の本人理解や就職後の職場環境整備を促進。

活用スキーム

※ 就労パスポートの作成・活用・管理、共有の範囲等は、精神障害者等本人の意向による。



12

障害種別に見た障害者雇用支援施策の適用範囲

| 支援施策 | 身体的 | 精神 | | 発達 |
|------------------------------------|-----|------|------|----|
| | | 手帳所持 | 3疾患※ | |
| 1 公共職業安定所 | | | | |
| ①職業指導等、就職後の助言及び指導 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ②求人開拓等、事業主への助言及び指導 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ③職場適応訓練 | ○ | ○ | ○ | × |
| ④解雇届の届出 | ○ | ○ | × | × |
| 2 障害者職業センター | | | | |
| ①障害者に対する職業評価、職業準備訓練、事業主に対する雇用管理の助言 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ②職場適応援助者による援助 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3 障害者就業・生活支援センター | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4 雇用率制度(雇用義務) | ○ | ○ | × | × |
| 5 障害者に対する差別禁止義務、合理的配慮の提供義務 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6 トライアル雇用助成金 | | | | |
| ①障害者トライアルコース | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ②障害者短時間トライアルコース | × | ○ | ○ | ○ |
| 7 特定求職者雇用開発助成金 | | | | |
| ①特定就職困難者コース | ○ | ○ | ○ | × |
| ②発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース | × | × | × | ○ |
| 8 公共職業訓練 | | | | |
| ①施設内訓練 △:受講推薦のみ、訓練手当は支給なし | ○ | ○ | ○ | △ |
| ②委託訓練 △:受講推薦のみ、訓練手当は支給なし | ○ | ○ | ○ | △ |

※ 3疾患とは、統合失調症、そううつ病(そう病、うつ病を含む)、てんかん

13

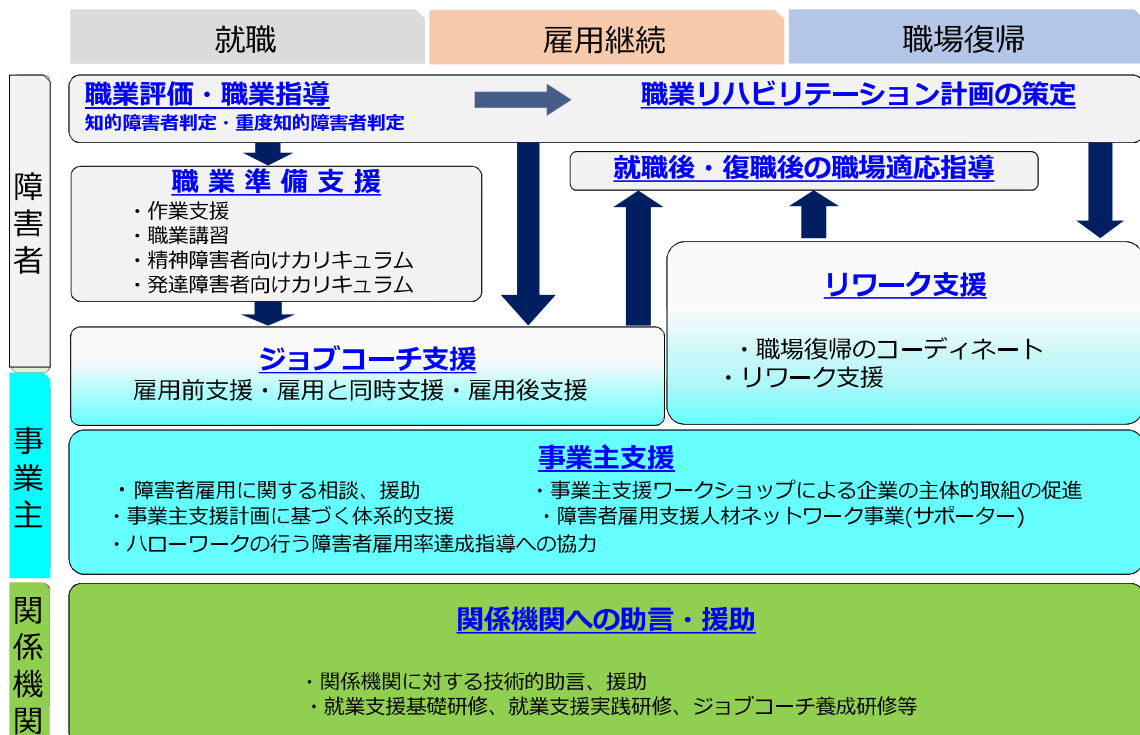
兵庫障害者職業センター業務概況



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部
兵庫障害者職業センター

兵庫障害者職業センター業務体系

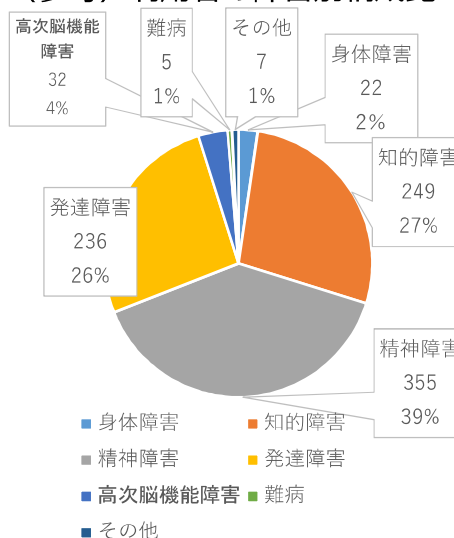
ハローワーク等の関係機関との密接な連携の下、県内の中核的な職業リハビリテーション機関として、地域に密着した職業リハビリテーションサービスを提供。



令和5年度 業務取扱状況

| 項目 | 実績 |
|---------------|-------|
| 利用者数 | 905人 |
| 職業準備支援 -開始者 | 60人 |
| -就職率 | 59.7% |
| ジョブコーチ支援 -開始者 | 92人 |
| -定着率 | 90.6% |
| リワーク支援 -開始者 | 81人 |
| -復職率 | 84.5% |
| 事業主支援 | 563社 |
| 関係機関支援（技術的事項） | 132件 |

（参考）利用者の障害別構成比



令和6年度 業務重点事項

□障害者の希望や適性に合わせた働き方を実現する専門的支援等の実施

- 精神障害者、発達障害者、高次脳機能障害者等を有する対象者に対して、キャリアのいずれのステージにおいても、希望や適性に合わせた働き方を実現できるよう、個別の職業リハビリテーション計画に基づく専門的な支援を着実に実施

□質の高い障害者雇用を支える事業主支援の実施

- 様々な支援プランを提示する提案型事業主支援を実施
- 事業主のニーズに応じた事業主支援計画を策定し、体系的な支援を実施
- 障害者雇用支援ネットワークコーディネーターや障害者雇用管理サポーターと連携した専門的な相談支援の実施
- テレワーク等ICTを活用した新しい働き方の実現のため、企業に対し好事例の紹介やニーズや実態に応じた助言その他の援助等を実施

□地域の関係機関に対する助言・援助及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成強化

- 地域の関係機関に対する助言・援助の実施
- 地域の就労支援を支える人材の育成強化（ジョブコーチ養成研修含む）

人としごと、
人と職場をむすびます。



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構兵庫支部
兵庫障害者職業センター



ご あ ん な い

私たちの使命と役割

誰もが職業をとおして社会参加できる
「共生社会」をめざします。

働く意欲のあるすべての人々が能力を発揮し、年齢や障害の有無にかかわらず安心して働ける社会の実現に向け、高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のために、高齢者、障害者、求職者、事業主等の方々に対して総合的な支援を行っています。

独立行政法人高齢・障害・ 求職者雇用支援機構とは…

兵庫障害者 職業センターでは…

障害のある方や障害のある方を雇用する事業主の方などに対して、県内のハローワーク（公共職業安定所）や関係機関と連携して、就職のための相談から職業生活における援助・助言等の職業リハビリテーションサービスを行っています。また、関係機関に対しては職業リハビリテーションサービスに関する情報提供等も行っております。

障害のある方への相談・評価、事業主の方への相談には法律に定められている障害者職業カウンセラーがあたり、カウンセラーが作成した支援計画に基づき専門スタッフが支援を行います。



職業相談・職業評価

**障害のある方が就職・定着するための
相談・支援計画を作成します。**

就職に対する希望などの聞き取りや作業等を通して、作業上の得意・不得意の確認や働くための準備状況を把握し、どのような環境であれば力を発揮しやすいか等について整理します。それをもとに就職や職場に適応するために必要な支援の内容、方法等を含め支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定します。

重度知的障害者判定

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障害者雇用率制度及び障害者雇用納付金制度等の雇用対策上の重度知的障害者であるか否かの判定を行います。

※実施に当たっては、保護者等にも来所していただく必要があります。



職業準備支援

**就職（復職）のための準備や、継続就労に必要な
知識やスキルの習得をサポートします。**

○作業支援

事務作業や現業系作業に取り組むことで、作業上の得意・不得意を確認し、作業を円滑に行うための工夫や配慮事項を検討します。

○就職活動や職場適応を図るための講習

履歴書の作成や面接技術等の就職活動に必要なスキル習得を図ります。また、職場対人技能トレーニング（JST）、ストレス対処方法等の職場適応のためのスキル習得を図ります。



ジョブコーチ（職場適応援助者）による支援事業

**事業所に出向き、ご本人の職場適応や
職場の雇用管理をサポートします。**

障害のある方が職場に適応して安定して働けるようにジョブコーチ（職場適応援助者）が事業所に出向き、障害のある方や事業所の方、家族に対して、職場適応や雇用管理に関する支援を行います。

「雇用前の職場実習」から「採用と同時」、「雇用後」と必要なタイミングで支援を開始できます。標準的な支援期間は2～4ヶ月です。 ※職場実習は手当等はありません。

支援終了後も必要に応じフォローアップを行います。

リワーク支援

職場復帰のためのウォーミングアップをサポートします。

うつ病等で休職している方の、円滑な職場復帰を図るため、主治医と連携して次の内容の援助・支援を行います。

(センター内プログラム(休職中の方))

- ストレス管理・疲労管理のトレーニング
- コミュニケーションのトレーニング
- グループミーティング
- 作業課題

(事業所への支援)

- 事業所担当者への職場復帰に関する助言
- 職場復帰時の仕事内容・職場環境の調整など
- 復帰予定の職場での作業体験(リハビリ出勤:必要な方のみ)

※一定期間の事前相談とご本人・主治医・事業所、三者の同意が必要です。
すでに会社を退職した方、主治医からまだ休養が必要と判断されている方は対象となりません。



雇用管理等に関する相談・助言等

採用準備から継続雇用まで障害者雇用にかかる様々な悩みへの相談や対応のためのご提案を行います。

- 障害のある方の雇用を計画している事業所に、障害者雇用の進め方や職務設定等に関する相談を行います。又、社内コンセンサスを図るための研修等のニーズにも対応しています。
- また、雇用管理上の課題や不安等がある事業主に、指導の方法や接し方、課題へのアプローチ方法等について助言を行います。
- 障害のある方の雇用管理をテーマとして、事業主支援ワークショップを開催します。



関係機関への助言・援助

就労支援を行っている関係機関に対し、研修や助言等を行います。

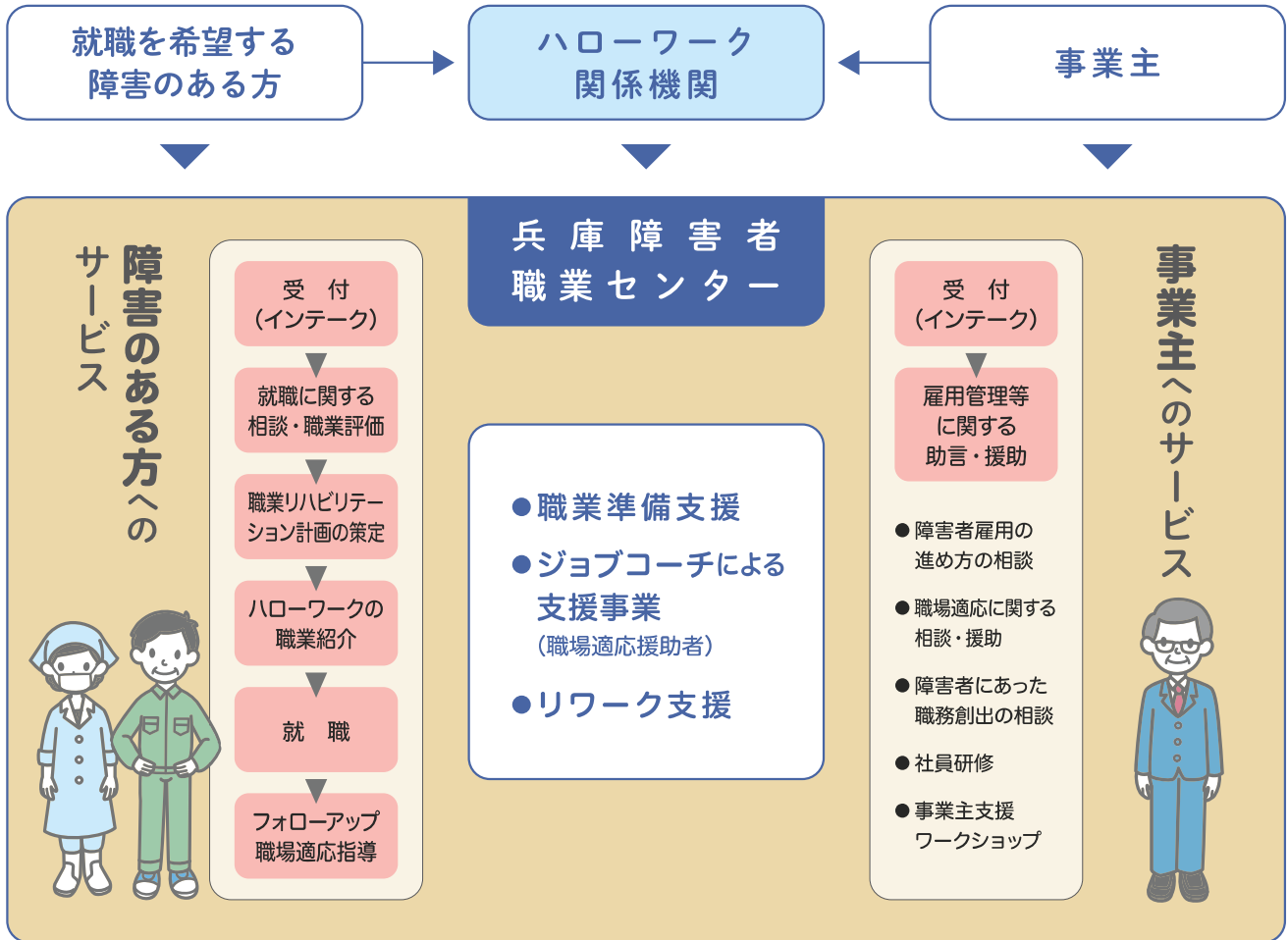
- スキル向上のための就業支援基礎研修、就業支援実践研修を開催します。
- 支援スキル研修等を開催し、支援技法の紹介やセミナー、資料提供などを行います。
- センターと協同した支援や支援者向けの実習等を行います。

各事業・支援の詳細はホームページに掲載しています。
それぞれの事業パンフレットをご覧ください。

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hyogo/index.html>

または兵庫障害者職業センターにお問い合わせください。

● 業務の基本的な流れ



● 当センターのご利用について

- 費用は無料です。(通所の交通費等は自己負担となります)
- ハローワーク(公共職業安定所)で相談中の方は、担当者を通じてお申し込みいただけます。
- 直接当センターでのご相談等を希望される方は、あらかじめ電話でご連絡ください。
- 相談内容をはじめ個人の秘密はかたく守ります。
- 受付時間は、午前8時45分から午後5時までです。(土曜・日曜・祝祭日はお休みです)

● 案内図



アクセス

- ① 阪急電車「王子公園駅」東口下車 徒歩7分
- ② JR「摩耶駅」下車 徒歩5分
- ③ 阪神電車「西灘駅」下車 徒歩10分
- ④ 神戸市バス「水道筋6丁目」下車 徒歩2分
地下鉄三宮駅前バス停から
90.92系統石屋川車庫行きに乗車

所在地

〒657-0833 神戸市灘区大内通5-2-2

電話：078-881-6776

FAX：078-881-6596

Email：hyogo-ctr@jeed.go.jp

URL：https://www.jeed.go.jp/location/chiki/hyogo/index.html



神戸市における就労支援事業

1 しごとサポートによる支援

(1) 概要

就職を希望する障がいのある方や在職中の障がいのある方に対して、労働・福祉・保健・教育・医療などの関係機関や企業と連携し、就労に関する様々な支援を行う。

(2) 主な業務内容

- ・就労及び就労に関する生活面での相談、助言、指導、情報提供
- ・就労に向けた基礎訓練、職場実習の調整、企業開拓
- ・就労後の職場定着支援
- ・各関係機関とのネットワークの構築と連携

(3) 設置状況

- ①しごとサポート中部（全市的な拠点）
- ②しごとサポート東部（対象地域：東灘区、灘区）
- ③しごとサポート北部（対象地域：北区）
- ④しごとサポート西部（対象地域：垂水区、西区）

2 発達障害者の就労支援のための相談員配置

(1) 実施概要

平成26年度から、しごとサポート（北部・東部・西部）に「精神・発達障害者就労支援員」を、配置し、障がいの特性に配慮した相談支援・職場定着支援を実施している。

※令和2年度から、しごとサポート中部にも「精神・発達障害者就労支援員」を1名配置

(2) 就労支援実績

| | 相談件数 (延べ件数) | 就職者数 | 職場定着支援 (延べ件数) |
|-------|----------------|-----------|------------------|
| 令和3年度 | 1,733 | 26 | 847 |
| 東部 | 882 | 12 | 206 |
| 北部 | 288 | 2 | 397 |
| 西部 | 563 | 12 | 244 |
| 令和4年度 | 2,261 | 82 | 1,157 |
| 中部 | — | 28 | 67 |
| 東部 | 1,083 | 28 | 221 |
| 北部 | 501 | 6 | 560 |
| 西部 | 677 | 20 | 309 |
| 令和5年度 | 1,546 | 70 | 1,029 |
| 中部 | 97 | 28 | 117 |
| 東部 | 782 | 25 | 328 |
| 北部 | 315 | 4 | 463 |
| 西部 | 352 | 13 | 121 |

3 「障害者トライアル実習」の対象として発達障害者の受け入れ

(1)実施概要

市役所内で短期間（9日間）の事務補助業務に従事する「障害者トライアル実習」（計8名）の対象として知的・身体・精神の3障がいのほか、発達障がい者についても受け入れを行っている。

(2)実績

- ・令和3年度 1名
- ・令和4年度 2名
- ・令和5年度 5名

4 「障がい者の就労」をテーマとしたセミナーの開催（発達障害含む）

(1)実施概要

企業における障害への理解を深めること等を目的に、兵庫労働局との共催により、「障がい者の就労」をテーマとしたセミナーを開催している。

(2)開催実績

- ・令和3年度：令和4年3月23日 参加者93名
- ・令和4年度*：令和4年11月9日 参加者45名
令和5年3月10日 参加者38名
- ・令和5年度*：令和5年12月8日 参加者46名
令和6年2月16日 参加者33名

*市内事業者（特に中小企業）の障がい者に対する理解促進に重点をおいたセミナー

5 障害福祉サービス事業所等の支援員を対象としたスキルアップ研修会の開催

(1)実施概要

障害福祉サービス事業所等の職員を対象に、障がい者雇用企業における雇用管理や支援機関との連携事例、支援者に望むこと等の講演を通して、支援機関における支援スキルの向上を目的としてセミナーを開催している。

(2)開催実績

- ・令和3年度：令和4年3月16日 参加者67名（現地39名・WEB28名）
テーマ「企業や職場が支援者に望むこと
-精神・発達障がいの方の就労支援について-」（講師：マイナーサポート）
- ・令和4年度：平成4年9月27日 参加者70名（現地30名・WEB40名）
テーマ「就労支援のための効果的な援助技術 ～SSTの実際～」
（講師：医療法人医療法人尚生会（創）シー・エー・シー）
「障がいをお持ちの方のメンタルヘルス」
（講師：NPO法人日本学び協会ワンモア）
「企業が求める支援」（講師：第一生命チャレンジド株式会社）
- ・令和5年度：平成5年9月26日 参加者104名（現地31名・WEB73名）
テーマ「ヒューマンスキルの向上とアセスメントについて」
（講師：ワークライフファシリテーター協会）
「発達障害者の支援について」（講師：一般社団法人発達支援研究所）
「企業が求める支援」（講師：JX金属コーポレートサービス株式会社）

令和5年度 発達障害者支援センター事業実施状況

1. 経緯

| | |
|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 17 年 4 月 | 発達障害者支援法の施行 |
| 平成 19 年 10 月 | 「神戸市発達障害者支援センター（以下「センター」という）」開設。発達障害児者支援における各関係機関のネットワーク構築の中核的拠点として、大学や医師会、社会福祉法人等の事業者、家族会等と協働し、ネットワークの構築、当事者家族支援、人材育成、市民啓発・広報事業を実施。 |
| 平成 21 年 7 月 | 18 歳以上の発達障害を持つ方への相談機関として、「発達障害者相談窓口」（市内 4 か所）、日中活動の場の提供として「居場所事業」（市内 4 か所）を開設。 |
| 平成 28 年 8 月 | 発達障害者支援法の改正に伴い、社会的障壁の除去、切れ目の無い支援、家族等への支援、情報共有、教育の配慮、就労の機会の確保と定着支援、司法手続きの配慮が規定された。 |
| 平成 29 年 4 月 | 相談窓口で相談できる対象年齢を 15 歳以上（中学卒業後）に拡充。 |
| 令和 3 年 3 月 | 神戸市発達障害児者支援地域協議会（代表者会）において、神戸市における発達障害児者支援に関する今後の取り組みについての「提言書」をまとめた。 |
| 令和 4 年 4 月 | センターの人員体制を見直し（職員：R3 5 名→R4 3 名） さらに効率的かつ効果的な発達障害者施策を企画立案するため、事務所を福祉局障害福祉課内に移転。 |
| 令和 4 年 6 月 | 親の会へ委託した思春期・青年期の居場所を開設。（市内 3 か所を 1 か所に集約） |
| 令和 5 年度 | 地域支援マネージャーによる市立高校（通級教室）への巡回支援の拡充、就労支援に関する当事者向け SST・保護者向け講座（新規）のほか、サポートブック講座を各区で開催。また、ペアレント・メンター事業の充実に向けて研修会・検討会を開催。 |

2. 取り組み

(1) 支援機関とのネットワークの構築・運営

医療・福祉・教育・就労機関、親の会、民間支援機関など、発達障害支援の関係機関とネットワークを構築し、協働して各種事業を展開。

① 神戸市発達障害児（者）支援地域協議会（代表者会）の開催

関係機関による有識者会議。事業運営の参考とするための意見聴取の場として開催。

- ・第 1 回（6 月 28 日） 令和 4 年度事業報告、令和 5 年度事業計画、次期計画策定に向けての課題・意見
- ・第 2 回（2 月 1 日） 提言に関わる事業の取り組み、次期障害福祉計画への提出意見と提言について

- ・発達障害の孫がある祖父母を対象に「祖父母講座」を実施。

講師：関西福祉科学大学 教育学部教育学科 教授 加藤 美朗 氏

2月20日、27日 全2回 参加者35人

- ④ 思春期年代当事者向け SST 「中高生のためのグループプログラム」

夏休み期間を利用して、対人関係に悩んだり困ったりしている中高生を対象にした SST (ソーシャルスキルトレーニング) を実施。

講師：神戸 YMC A

【中学生対象】 7月21日～8月25日 全5回 参加者23人

【高校生対象】 7月28日～8月18日 全3回 参加者13人

※中学生のみ、別途保護者会を開催 9月15日 参加者6人

- ⑤ 家族支援事業 (こべっこランド指定管理業務/指定管理者：神戸市社会福祉協議会)

発達障害児の保護者の悩みを和らげ、保護者が子どもの特性を理解し適切な療育ができるようにするための連続講座を実施。

対象：保育所・保育園・幼稚園・認定こども園在籍の年中・年長児で発達がゆっくりな子ども (診断か手帳を受けている方) の保護者

講師：神戸親和大学 文学部心理学科 教授 大島 剛 氏

11月2日～12月14日 全7回 参加者37人

- ⑥ 大学と連携した地域支援教室「ぼっとらっく」(国立大学法人神戸大学委託)

神戸大学と神戸市との地域連携事業として、発達障害児やその保護者・支援者を対象とした療育プログラムや専門研修プログラム等を実施。

対象：3歳以上就学前後の子どもと保護者

講師：神戸市総合療育センター 診療所長 高田 哲 氏ほか

5月20日～2月10日 全9回 参加者(講演会プログラム)延69人

- ⑦ 県と協働した医療・療育環境の充実

県立こども発達支援センターの神戸市の窓口として、利用に係るアセスメントや利用後のフォロー等、円滑な利用を可能とする連携を実施。

【おとな編】

- ① 発達障害者相談窓口

15歳以上の発達障害者や家族が身近な場所で相談・支援が受けられるよう、市内を4ブロックに分け「相談窓口」を設置。

平成25年度から27年度にかけ、相談体制の充実のため相談員を2名とし、相談員1名では実施しにくかった同行支援等を、全相談窓口で積極的に実施している(令和2年度以降、コロナ下においても相談継続できるようタブレット端末を配布)。

令和2年度からは地域活動支援センターとの連携強化のため、相談窓口職員による地域活動支援センターへの巡回等によるスーパーバイズ業務を開始。

対象：市内在住の15歳以上（平成28年度までは18歳以上）の未診断を含む発達障害者
とその家族

東部相談窓口（新緑福祉会）：東灘区、灘区

中部相談窓口（神戸聖隷福祉事業団）：中央区、兵庫区、長田区、須磨区

北部相談窓口（かがやき神戸）：北区

西部相談窓口（すいせい）：垂水区、須磨区

延相談件数 東部 507件 中部 754件 北部 1,111件 西部 890件 計 3,262件

② 発達障害者居場所づくり事業

平成21年度より市内4か所に発達障害者の日中活動の場の提供として、「居場所」を設置。うち3か所は月1回実施。※令和4年3月末で終了

うち1か所は、平成24年10月より、毎日型の居場所「ゆめののつどい」として、全市を対象としSSTや相談を実施。※令和6年3月末で終了

令和4年度からは、月1回の3か所の居場所を「ヒュッゲ」に集約し、月3回実施。当事者主体のプログラムの提供や保護者への相談に応じている。

居場所 利用者 77人 家族相談 利用者 9人

③ 更生相談所の診断

発達障害者相談窓口での相談内容により、必要な場合は、発達障害者相談窓口が、事前アセスメント等必要情報を聴取し、更生相談所に繋ぎ、医師・心理士による発達診断を実施。また、診断時の同行訪問も行い、診断前後のフォローまでも視野に入れた支援を実施。

実施件数 東部 2件 中部 1件 西部 2件 計 5件

④ 思春期・青年期発達支援事業

概ね13歳～18歳の発達障害のある方及びその保護者を対象とした支援事業。

臨床心理士が自立に向けたアドバイスをする「思春期発達相談室 あつとらんど」と、作業療法士が個別に、具体的な目標に向かって活動を提供する「Be・ユース」を実施。

【あつとらんど】第2・第4火曜日 第2・第4土曜日

対象：13歳～18歳の発達障害児・家族

総相談件数 延 168件 新規相談件数 実 23件

【Be・ユース】第2・第4土曜日

対象：13歳～18歳の発達障害児

実施回数 37回 参加者数 延 41人

⑤ 青年期発達障害者支援事業（家族のコミュニケーションスキルアップトレーニング）

平成25年度から青年期以降の家族支援事業として、発達障害者相談窓口を利用している当事者の家族を対象に、大人版ペアレントトレーニングを実施。

講師：関西学院大学文学部心理科学実践センター 非常勤講師 廣瀬 眞理子 氏ほか
4月27日～6月1日 全4回 参加者 24人

プログラム修了者交流会 9月14日、12月7日 参加者 24人

⑥ 就労支援に特化した当事者向け SST・保護者向け講座

発達障害者相談窓口を利用中の就労を目指す当事者の方を対象にした SST を実施。また、令和 5 年度より就労を目指す当事者の家族を対象とした保護者向け講座を実施。

講師：兵庫教育大学学校教育研究科 准教授 池田 浩之 氏ほか

【当事者向け就労準備支援講座 (SST)】

8 月 10 日～9 月 26 日 全 4 回 参加者 15 人

【保護者向け就労準備支援講座 (フォローアップ講座含む)】

10 月 12 日～11 月 16 日 全 4 回 参加者 34 人

1 月 25 日 フォローアップ講座 参加者 8 人

⑦ パートナーとのコミュニケーション講座

夫婦間で円滑なコミュニケーションがとれるようなコツを学ぶ講座を実施。

講師：ファミリーサポート協会カウンセラー 渡辺 和美 氏

パネリスト NPO 法人ピュアコスモ会員

2 月 10 日 参加者 14 人

⑧ オンラインプラットフォームを活用した大学生支援

オンラインのプラットフォーム『Virtual Inclusion Campus@Kobe (略称 VIC@K : ビック)』を活用し、発達障害のある学生のネットワークや障害学生同士の自助による支援に努める。

令和 3 年度は学園都市近辺の大学および高専 (10 校) の大学教職員を対象にキックオフミーティング (1 月) とミートアップイベント (3 月) を開催。

令和 4 年度以降、対象を神戸市全体の大学 (22 校) へ拡大。ミートアップイベント (企業や OB との交流の場) と大学教員向け定期相談会 + ミニ講座 (オープンキャンパス) を定期的に開催。(令和 2 年度までは当事者向け SST として実施)

委託先：社会福祉法人すいせい

定期相談会 4 月 27 日～2 月 29 日 全 6 回 参加者 38 人 (9 大学)

ミートアップイベント 8 月 4 日、9 月 5 日、2 月 13 日 全 3 回 参加者 37 人

令和 6 年度は、兵庫県の大学生支援事業とタイアップし、対面による大学教員同士の交流を図るイベントを開催予定。

(3) 人材育成・支援者支援

① 発達障がいセミナー (こべっこランド指定管理業務/指定管理者: 神戸市社会福祉協議会)

「発達クリニック」での知見やノウハウを生かして、保育所や児童館・児童発達支援事業所等の福祉施設職員を対象に資質向上のために実施。一部の講座は一般市民公開。

対象：保育所、幼稚園、児童館や児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を含めた福祉施設職員及び一部一般市民公開

【支援者対象】6 月 11 日～10 月 21 日 全 10 回実施 参加者 延 353 人

【ボランティア対象】7 月 29 日～1 月 28 日 全 8 回実施 参加者 延 522 人

② 関係職員向け研修

・発達障害者相談窓口、障害者相談支援センター、しごとサポート、区役所職員等が対象。

- 講師：兵庫教育大学大学院教授 井澤 信三 氏 9月28日 参加者74人
- ・全市事例検討会

講師：兵庫教育大学大学院教授 井澤 信三 氏 2月28日 参加者30人
 - ・発達障害者相談窓口職員対象

講師：関西学院大学教授 米山 直樹 氏ほか 全2回 参加者15人
- ③ 窓口別研修会
発達障害者相談窓口が実施。地域活動支援センター等関係機関の職員が参加。
- ④ 発達障害者相談窓口巡回支援
4か所の発達障害者相談窓口に対して、個別事例等を検討
- ・関西学院大学 1回/1窓口 参加者6人
 - ・兵庫教育大学 1回/1窓口 参加者14人
- ⑤ 地域支援マネジメント事業
- ・発達障害に知見や専門的知識を有する職員等により、思春期事業等へのスーパーバイズを実施し、関係機関職員及び事業所等のスキルアップを行い、利用者支援の充実を図る。
地域支援マネージャー：作業療法士 篠川 裕子 氏
思春期事業カンファレンス 2回 参加者8人
 - ・令和4年度より、教育委員会と連携し、地域支援マネージャーが市立高校通級教室を定期的に巡回支援し、高校通級担当教諭へ助言。(令和5年度は巡回回数拡大)
地域支援マネージャー：作業療法士 篠川 裕子 氏
神戸工科高校5回、科学技術高校3回、摩耶兵庫高校3回、楠高校1回、
高校通級指導教室カンファレンス1回
- ⑥ 兵庫県かかりつけ医等発達障害者対応力向上研修
発達障害における早期発見・早期支援の重要性から、どの地域においても一定水準の発達障害の診療や対応が可能となるように、各地域の推薦する医療従事者が国主催研修を受講し、地域に戻って、かかりつけ医等の医療従事者に対して、対応力向上研修を実施。
兵庫県、県医師会の事業に、神戸市医師会とともに県市協調事業として共催。
講師：兵庫県立こども発達支援センター センター長 大橋 玉基 氏
兵庫県立こども発達支援センター 診療所参事 梶 瑞佳 氏
兵庫県福祉部障害福祉課 水嶋副課長
神戸市こども家庭局家庭支援課 土井課長
神戸市福祉局障害者支援課 黒田課長
12月15日 会場（兵庫県医師会館）・オンライン併用で開催 参加者70人
- ⑦ 個別要請に基づく講師派遣の他、研修会の実施
発達障害児者に係る支援機関を対象とした研修を関係機関と調整しながら実施。また、関係機関、福祉施設や福祉団体や保護者グループ等からの要請による研修を随時実施。

(4) 市民啓発・広報事業

① 一般市民向け講演会

発達障害への正しい理解を深め、地域での支援を広げることを目的に、一般市民向け講演会を開催。

- ・12月2日 神戸文化ホール 12月22日～2月29日 動画配信(市民福祉大学共催事業)
テーマ：凸凹のためのおとなのところがまえ～こどもと向き合うための工夫とヒント～
講師：小児科医・児童精神科医 三木 崇弘 氏
会場参加者 522 人 動画配信 1,351 人
- ・3月1日～3月29日 動画配信
テーマ：発達凸凹のある人が自分らしく自立するために大切なこと
講師：NPO 法人 DDAC (発達障害をもつ大人の会) 代表 広野 ゆい 氏
動画配信 282 人

② 出前トーク (市民向け啓発講座)

出前トーク等個別要請に基づき、研修講師を派遣

全4回(出合ふれあいまちづくり協議会、神戸市母子たちばな会、スリーナイン(株)、垂水児童館) 参加者：延 65 人

③ パネル等展示

- ・「世界自閉症啓発デー」(4月2日)及び「発達障害啓発週間」(4月2日～8日)に合わせ、「LIGHT IT UP BLUE JAPAN」等発達障害の市民啓発のためのパネル展示を実施。
- ・神戸市生涯学習支援センター(3月15日～4月14日)、さんちか花時計ギャラリー(3月23日～4月2日)でパネル展示
- ・ライト・イット・アップ・ブルー2023 実行委員会主催のイベント協力(ポスター掲示等)
- ・「ちょっと気になるうちの子のこんなこと Q&A チラシ」をイオン子育て情報コーナーに配布。(イオン神戸北店、ジェームス山店、垂水店、藤原台店、Umie 店、神戸南店)

④ ホームページ等

センター主催及び関係機関の研修会・講演会案内、発達障害 QA、相談窓口、関係機関リンク等を掲載し、ホームページの充実等市民や支援者に役立つ情報発信の実施。

⑤ 啓発冊子等の配布

発達障害者支援センターの啓発冊子等を随時配布し、相談窓口等の広報を行うなど、市民向け啓発の実施。

令和6年度 サポートブック作り方講座の開催について

1. 令和6年度実施方針

サポートブックの存在を周知し、その活用を促していくための「保護者向け講座」、保護者等へ助言等を行える支援者を養成するための「支援者向け講座」、また、サポートブックを受け取る側の認知度の向上のため、教育委員会事務局にご協力いただき、新たに「教員向け講座」を開催する。

2. 研修講師（委託先）

社会福祉法人 三田谷治療教育院

3. 支援者向け講座（5回）

【内容】サポートブックの理解、保護者等への助言方法など

【対象】幼稚園、保育所（園）、認定こども園、児童発達支援センター・放課後等デイサービス事業所等の支援者や行政職員

【定員】20名（定員を超えた場合は抽選）

【日程・会場】 ※時間はすべて13時30分～15時

- ・9月17日（火） 会場：のぼら学園
- ・9月24日（火） 会場：ひまわり学園
- ・10月4日（金） 会場：まるやま学園
- ・10月8日（火） 会場：おかば学園
- ・10月22日（火） 会場：六甲ふくろうの家



4. 保護者向け講座（4回）

【内容】サポートブックの理解、サポートブックの書き方など

【対象】発達の気になる子どもの保護者（就学前の児童3～9才程度）

【定員】20名（先着順）

【日程・会場】 ※時間はすべて10時～11時30分

- ・11月7日（木） 会場：西区役所
- ・11月19日（火） 会場：こべっこランド
- ・12月17日（火） 会場：こべっこランド
- ・1月27日（月） 会場：おかば学園

5. 教員向け講座（1回）

【内容】令和6年度 特別支援教育コーディネーター研修（全体研修）※動画研修

研修内容「切れ目のない支援について」の中で、サポートブックの理解に関する研修動画を配信予定

【対象】令和6年度 特別支援教育コーディネーターに指名されている者（全員）

【日程】令和7年2月中旬～3月24日

6. サポートブックこうべ ～作り方・使い方～（説明動画）の公開

<https://www.city.kobe.lg.jp/a86919/kosodate/sodan/hattatsushogai/siryu.html>

